

三井家同族会管理部会議録（その三）

（承前）

管理部時代の三井家重役たち

すでに前号までの解説でのべてきたように、明治三五（一九〇二）年四月に発足した三井家同族会管理部会の会員に選ばれた三井家重役（三井家同族を除く）は、四直轄事業の専務理事と三井家同族会理事とに限られ、その発足時の顔ぶれは、益田孝（三井物産専務理事）、団琢磨（三井鉱山専務理事）、早川千吉郎（三井銀行専務理事兼三井家同族会理事）、朝吹英二（三井呉服店専務理事）、有賀長文（三井家同族会理事心得）の五名であった。そのうち益田は管理部専務理事を、また朝吹は管理部理事をそれぞれ兼任していた。明治三五年一〇月、有賀は三井家同族会理事となり、早川の兼任が解かれた。明治三七年一月から益田は三井物産会社専務理事を辞め、管理部専務理事に専念することになり、益田に代わって三井物産会社専務理事となった渡辺専次郎が管理部会々員に加わった。

管理部発足当時における四合名会社直轄事業の重役構成をみる

とつぎの通りである。

三井銀行

社長三井高保、専務理事早川千吉郎、理事波多野承五郎、監査役三井武之助・三井元之助

三井物産

社長三井八郎次郎、専務理事益田孝、理事渡辺専次郎（ロンドン在勤）・飯田義一、監査役三井養之助・三井復太郎

三井鉱山

社長三井三郎助、専務理事団琢磨、監査役三井得右衛門・三井寿太郎

三井呉服店

社長三井源右衛門、専務理事朝吹英二、理事高橋義雄、監査役三井守之助・三井寿太郎

上記のうち専務理事・理事の八名は、いずれも三井営業店重役会の構成員であった。そして、これら八名が、三井家事業の重役全員であり、社長を頂くとはいえ事実上の経営トップであった。

管理部会は、重役のなかから各事業一名の代表者たちによって構成されたわけである。なかでも、明治九年設立以来、三井物産会社の経営を任されてきた益田孝の地位は群を抜いており、前年一〇月、同列の地位でともに三井の改革と発展とに尽力してきた前

三井銀行専務理事中上川彦次郎の急逝によって、その重みをいっそう増していた。したがって益田が管理部の専務理事となったことは、当然の成行きであった。

経歴は省略するが、他の重役はいずれも、大学か専門学校出であった。この傾向は、およそ明治二〇年代末から三〇年代にかけて定着したといえる。三井が抜本的な改革に着手した明治二〇年代半ば当時の三井家本部機関、三井家仮評議会および初期の三井家同族会の構成員となっていたのは、上記重役のうち、益田孝と中上川彦次郎の両名のみであった。

新参重役でありながら益田と中上川とは、明治二六年一〇月、三井家同族会設立当初から重役参列員となって同族会議に参加し、同時にこの二人は、合名会社へ改組した三井銀行・三井物産・三井鉱山の三会社全部の理事を兼ねた。また、明治二七年一〇月には三井元方委員となって、地所部・工業部の経営にかかわり、明治二八年九月には三井呉服店相談役となっている。すなわち、益田と中上川とは三井家全事業の統轄に直接かかわっていたのである。

ところが、明治二九年九月、三井商店理事会の発足とともに、このシステムは変更となり一重役一事業の原則で、益田は物産、中上川は銀行とそれぞれ最も関係の深い事業の理事に専任することとなり、各事業（銀行・物産・鉱山・呉服店・地所部・工業部の四合名会社と二部）は、各事業の理事全員を会員とする商店理事会の合議によって統轄されることとなった。この時、前記のメ

ンバーのうち団・上田・朝吹・高橋・波多野・渡辺らが参加し、重役の分業体制が明確化したといつてよい。しかし、三井の最高意思決定機関である三井家同族会議の参列員がやはり益田・中上川に限られていたことに変わりなかった。

一方でこの間、三井家生抜き古参重役たちの引退が順次おこなわれている。明治二七年一〇月専務理事制の発足時に、斎藤専蔵（三井銀行・三井物産理事）、木村正幹（三井物産常務理事）が、明治二八年四月中井三平（三井元方委員）、同年五月麻田左右衛門（三井鉱山理事）、同年八月藤村喜七（三井呉服店専務取締役・三井家同族会参列員）がそれぞれ辞任し、いずれも引退するか第一線を退いている。明治二九年九月三井商店理事会発足時に三野村利助（三井銀行嘱託理事）は引退し、西邑庸四郎は、三井銀行理事から三井地所部理事に代わり、古参の最後の重役として明治三〇年一月まで務めた。今井友五郎・木村正幹・斎藤専蔵の三名は、明治二七年一〇月に新設の三井家監査役に就任していたが、明治三一年二月合名会社契約の改定にともない三井家監査役が廃止されて全員引退した。同時に三名とも三井家同族会参列員も辞めている。

このように、明治三一年末三井家事業各合名会社契約の改定により、三井家事業が四合名会社に統合され、各合名会社出資資本金が三井一家全員の共有に変更された段階で、重役陣が完全に一新されたといつてよい。なお、古参重役のうち藤村喜七だけは、例外的に三井呉服店専務元締役を辞任後も平に戻って本店呉服売

買監督を務め、明治三十七年二月株式会社三越呉服店独立の際、慶応義塾出身で中上川によって三井銀行へ採用された経歴をもつ日比翁助専務取締役の下で常務取締役として復帰している。呉服商売の特殊性によるのであろうか。

重役陣の新旧交代は、まさに日清戦後の三井家事業の飛躍的発展に対応した転換であった。しかも、この時期に重役となった学卒の専門経営者たちは、身分上資本所有者である三井家の使用人であることにこれまでと変わりなくとも、経営者としての自立性とそれを裏づける破格の待遇を受けることになった。そのことは、彼らの辣腕をいっそう振わせ、彼らをしてますます三井家事業の発展に寄与させることになったに違いない。

重役の待遇に関する注目すべき変化をあげれば、明治二十九年一月、三井商店理事会の発足にともない重役賞与の内規が改定され、重役賞与金は、明治二十九年下期から従来の各事業個別による支給を止め、「三井各商店毎半期純益金十分の一金額ヲ、一括シ各商店重役全体ノ毎半期賞与金ト為ス」こととし、各重役の賞与定率に従って配分されることになった。すなわち、この時から重役たちの賞与金は、三井家全事業からの重役賞与金が全部いったん三井元方（後に三井家同族会事務局）にプールされたうえで再配分されることになり、一事業の成績だけではなく同時に全事業の有機的發展が重視されることになった。この時の重役賞与定率は、全体の個数を一三七五個とし、つぎのような割合であった。

益田孝三五〇個（二五・五％）、中上川彦次郎三五〇個（二五・

五％）、団琢磨一五〇個（一〇・九％）、上田安三郎一〇〇個（七・三％）、朝吹英二一〇〇個（七・三％）、西邑庸四郎七五個（五・五％）、渡辺専次郎七五個（五・五％）、高橋義雄七五個（五・五％）、臨時賞与及報酬積立一〇〇個（七・三％）

以上合計一、三七五個

益田と中上川との重役賞与定率が同率で、他の重役より格段に高いことがわかる。兩名の率を合算すると全体の五〇パーセントを越えていた。なお、この重役賞与定率は、中上川・上田の死後、管理部の発足時において、新任の重役をふくめてつぎのように変わっていた。

益田孝三五〇個（二五・五％）、団琢磨一五〇個（一〇・九％）、早川千吉郎一五〇個（一〇・九％）、渡辺専次郎一五〇個（一〇・九％）、朝吹英二一〇〇個（七・三％）、高橋義雄七五個（五・五％）、波多野承五郎七五個（五・五％）、飯田義一七五個（五・五％）、臨時賞与及報酬積立二五〇個（一八・〇％）

以上合計一、三七五個

やはり、益田の地位が圧倒的に高く、他は、経歴や重役年期中に変わりなく、専務理事、平理事の地位に応じて一定率となっている。三井呉服店専務理事朝吹の率が低いのは、呉服店の事業規模が他の銀行・物産・鉱山に比べて格段に小さいことによると考えられる。なお、三井家同族会理事心得として管理部会員となり間もなく理事に昇格した有賀長文に対しては、別に「賞与額ハ毎半季金千五百円以上參千円ト改定スル」(明治三五年二月六

各重役の重役賞与金（明治35年度）

	明治35年上期	明治35年下期	合計
益田孝	44,291	48,192	92,483
団 琢磨	18,981	20,654	39,635
早川千吉郎	18,981	20,654	39,635
渡辺専次郎	18,981	20,654	39,635
朝吹英二郎	12,654	13,769	26,423
高橋義雄	9,490	10,327	19,817
波多野承五郎	9,490	10,327	19,817
飯田義一	9,490	10,327	19,817
臨時賞与及報酬	31,643	34,425	66,068
積立合計	174,001	189,329	363,330
三井11家配当金	360,000	360,000	720,000

- 注) 1. 円未満切捨て。
 2. 外に三井八郎右衛門・三井八郎次郎・三井三郎助・三井高保の年俸は各12,000円であった。
 3. 重役の報酬は、益田の月給が600円、他は全員同500円であった。

日三井家同族会決議」と定め、明治三十六年上期分賞与は二五〇〇円支給された。

ちなみに、重役たちが実際に受け取った賞与金額を、管理部の発足した年である明治三十五年上期・下期分について示すと、上表のようである。

その額が、絶対額でも、また資本所有者である三井家同族の受け取る配当金にくらべても巨額であることがわかる。管理部時代の重役たちは、この巨額の報酬によって経済的にも確固たる地位を築き、日本資本主義の指導的ブルジョアジーとなっていたのである。

（松元宏）

凡例

一、本号には「管理部会議録」第三号冊明治三十七年度分を全文収録した。明治三十五年度分第一号冊は前々号（三井文庫論叢第七号）に、明治三十六年度分第二号冊は前号（同第八号）にそれぞれ掲載している。

一、用字は原則として通用の字体を使用し、仮名づかいおよび平仮名片仮名の混用は原文のままとした。

一、読みやすくするため、適宜に句読点を加えた。

一、朱書は「」でくくり、右肩に（朱書）と注記した。

一、印判はその位置に○印をつけて（印）あるいは（某印）と注記し、花押および自署はその位置に（花押）、（自署）と注記し、また姓名がなく花押のみがある場合、（花押）（某）とした。

一、抹消個所で朱で消された文字には左傍にミをつけた。

(表紙)

明治三十七年度

管理部会議録

第参号

(原寸 縦 238mm, 横 159mm)

管理部会議録

第参号

明治三十七甲辰年杓月起

一月八日(金曜日) 午後一時半第壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎右衛門印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

(自署)(同塚磨)

協議要項

一 銀行提出、明治三十六年下期(第貳拾壹期)利益分配案

可決

朝吹理事陳述

一 鉦山会社使用人高浜太郎外名昇給額訂正承認ノ件

朝吹理事曰ク、鉦山会社ヨリ彙ニ提出相成タル全会社使用人増給案中高浜太郎ノ昇給額百七十五円トアルハ百八拾円、岡部政世ノ百四拾五円トアルハ百五拾五円ノ誤リニ付、訂正御承認有之度云々ト陳述アリタリ

以上

一月十二日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(同塚磨)

○(朝吹英二印)

○(三井八郎右衛門印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、香港支店用曳船壹艘新造ノ件 可決

一 全 ” 孟買支店へ棉花運賃并為替先約定認可ノ件 可決

一 全 ” ” アーサー・ドラブル増給ノ件 可決

一 全 ” ” 門司支店用小蒸汽船壹艘購入ノ件 可決

一 鉦山会社提出、神岡鉦山製煉拡張起業費支出ノ件 可決

以上

一月十五日(金曜日) 第貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) (自署)(同家磨)

○(朝吹英二印) ○(有賀長文印)

○(三井八郎右衛門印)

協議要項

一物産会社提出、罷役竹田貞松解備ノ件 可決

以上

一月二十二日(金曜日) 第參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印) ○(三井得右衛門印)

協議要項

一鉦山会社提出、特別休暇規則中改定ノ件 可決

一全 " 明治卅六年下半年營業損益決算ノ件 可決

一全 " 起業費決算ノ件 可決

一呉服店提出、特別營業準備金下戻ニ関スル件 可決

当店義従来特別營業準備金ヲ納付致来リ候処、營業上ノ都合ニ依リ一旦右納付ノ上更ニ其御下附ヲ乞ヒ、当分ノ内之

ヲ以テ營業資金増殖ノ方ニ差向ケ度候間、此義御許容相願度事

本案ハ下戻ノ理由ニ乏キヲ以テ之ヲ否定スルコトシ、臨

時準備金ハ各店特別營業準備金免除又ハ下戻等ニテ大ニ

減少ヲ来セシヨリ徴収セシモノ、処、呉服店ノミ引続キ

右双方納付致シ居ルハ多少不權衡ノ感有之候ニ付、寧ロ

右臨時準備金ヲ当分ノ内免除シテハ如何トノ議出テ協議

ノ末、同族会ニ於テ評決可決ト決ス

以上

一月二十六日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ

決判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

(自署)(同家磨) (自署)(有賀長文)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一物産会社提出、明治卅六年下半年決算ノ件 可決

一呉服店提出、明治卅六年下半年決算ノ件 可決

以上

一月二十九日(金曜日) 第四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) ○(有賀長文印)

(白野)(團家啓)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

益田専務理事発議

一物産会社輸入商売ニ関スル件

益田専務理事陳述ノ大要ハ、時局問題愈切迫シ来リ、一朝開戦トナラハ兌換制度ハ如何ナルベキカ誠ニ氣遣ハシキ次第ニテ、弥々兌換停止ノ場合ニハ非常ノ影響ニテ物産会社ノ如キ一大打撃ヲ受クルコトナレハ、豫テ渡辺理事ト熟議モシ、容易ナラサルコトニ考フ、尤モ日本銀行ノ尽力ニ依リ、来ル四月迄外国為替ハ出来得ルコトナレハ、其後ノ見込相立チ難シ、目下日本銀行正貨準備ハ凡ソ一億零千万円、兌換券発行高式億數百万円ナルヲ以テ、準備忽チ多大ノ減少ヲ来シ遂ニ此兌換制度ノ停止セラル、ニ至ラハ、仮令輸入ニ於テ多少ノ口銭アルモ、購買力ヲ減シタル不換券ヲ以テ支払ハラル、ヨリ、意外ノ損失ヲ招クノ恐レアリテ到底輸入品ノ注文ヲ受クルコト能ハス、依テ自今政府注文ノ外ハ輸入商売ハ中止スルノ方針ヲ取り、只管輸出ヲ計ルノ外ナシ、若シ右ノ方針可然トノ御意向ナレハ、大阪支店ヲ始メ夫々ノ支店ヘ、輸入品取扱ハ本店ノ許可ヲ受クルニ非サレハ取引スルコト能ハストノ訓諭ヲ発スヘシ、此事タル物産会社ニ取りテハ重大ノ事件ニ付御熟考願度ト陳述アリ、協議ノ末至極尤ノ義ニテ万不得已コト故右ノ方針ニテ可然ト決ス

團鉱山会社専務理事発議

一北海道鉄鉱区買入ニ関スル件

團理事北海道鉄鉱取調報告書ヲ示シ陳述セラレタル大要ハ、此度小野崎氏ヲ以テ取調ヘタル北海道鉄鉱区、俱知安等ノ諸鉱区及ヒ未調査ナカラ錢函等各方面ノ鉄鉱区ハ将来有望ノモノナルベシ、目下一鉱区金巷千円位ナラ買入レ得ベキ見込ニ付如何可致哉予メ御意向伺ヒ度云々トアリシニ、益田専務理事ハ既ニ政府ニ於テ製鉄所設置相成リ、内地産鉄ヲ要スルモ、供給ナキヲ以テ不得已漸ク興業銀行ヨリ融通ヲ付テ清国ヨリ買取り操業スル次第故、之カ売捌キニ就テハ更ニ心配ナシ、若シ自ラ熔鉱炉ヲ建設スルコトナラ大事業ニシテ大ニ熟考ヲ要スヘキモ、需要如斯儲ナル義ニ付一鉱区凡巷千円總計金式万円迄ナラ如何ニモシテ買入置ク方可ナラント述ベラレ、協議ノ末買入可然ト決ス

以上

二月二日(火曜日)

重役会後左記議案回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井泰之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

(白野)(團家啓)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一物産会社提出、京城日本人倶楽部ヘ寄附金ノ件

可決

以上

二月五日（金曜日） 第五回管理部会ヲ開ク

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

(白署)(岡家啓)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一 絹糸紡績会社振出手形金額五万円連帯保証ノ件

高橋理事提出

絹糸紡績会社ハ

興業銀行ト式十五万円借用ノ内拾万円ハ仕払期限トナレリ、
該行ハ五万円丈ケヲ貸与スヘシト云フ、只金額ヲ取締役一同
当人ノ信用ヲ以裏書ヲ乞フ（一ヶ年間）、絹糸紡績会社ノ負債
ハ六十万円ハ長期ノ借九十万円ハ短期ノ借財ナリ、是迄ハ謝
絶セシモ此度ハ裏書ヲ謝絶スルヲ困難ナリ、取締役八十人ナ
レ氏其内財産ノアルモノハ一、二人ニ過キズ、一工場ハ何レ
ニモ抵当トナリ居ラズ

右ニ対シ管理部会意見左ノ如シ

本案伺出ニ応シ此際連帯保証ニ相立テ可然ト決ス

理由

一 会社ノ重役カ個人トシテ本案ノ如ク振出手形ニ連帯保証
スルハ当ヲ得サルヲナルヲ以テ、先般ハ謝絶ノヲニ決議セシ
次第ナレ氏、目下ノ場合、若シ謝絶スルトキハ全会社ノ金融

上ニ困難ナカラサルノミナラス、金高モ僅少ノヲ故別段危
険ノヲモ有之間敷ニ付、今回ニ限り連帯保証ニ相立テ差支無
之ト存ス

尚見返品ニ就キ本会ノ意見、絹糸紡績会社取締役会決議書
写、保証書写添付ス

一 仏国巴里大学へ寄附ノ件

一金式万円也

寄附金高

可決

仏国人ルヴァン氏本國巴里文科大學講師ニ聘セラレ東洋殊ニ
日本ノ文明史ヲ囑托セラレ、若シ參万円寄附スル人アラハ新
二一ノ講座ヲ設ケ度トノヲ、全人ハ至極日本最良ニ付日本ヲ
歐洲ニ紹介スルノ好方便ナルヘキヲ以テ岩崎家ヨリ寄附セシ
メント大隈伯斡旋セシ処、囑ラサル齟齬ヲ生シ終ニ不成効ニ
終リタルヲ以テルヴァン氏ノ迷惑一方ナラサルヨリ、延テ我
國ノ信用ニ関スルトテ井上伯、梅博士等ヨリ寄附有之度旨依
頼有之、先年モ重役会ニ於テ彼是協議アリシカ確ト決議ニ至
ラサリシ処、此度金參万円ノ内壹万円ハ他ヨリ寄附スル事ニ
相成タルヲ以テ、三井家ニ於テ式万円寄附有之度旨再応ノ懇
談アリ、右ハ商工業ニハ直接ノ關係ナクモ、只管邦家ノ為メ
頭書ノ金額共用費ヨリ三井家總代名義ヲ以テ寄附ノヲニ御決
定可然ト

一 春日、日進兩艦回航員歡迎会へ寄附金ノ件

可決

一 寄附金高金參百円以内（後ニ金式百円ト決定セリ）
今般春日、日進兩艦回航員歡迎会開設シタル趣ヲ以テ賛成有

之度旨、各營業店へハ尾崎同會長ヨリ各家へハ区委員ヨリ申出有之、全然謝絶モ致シ難ク候間、頭書ノ金額三井總代名義ヲ以テ共用費ヨリ寄附ノ[○](但金高ハ三菱ト申合せノ上確定ノ事)

益田專務理事發議

一 外國為替取置キ資金用意ニ関スル件

彙ニ開戦ノ上ハ輸入商売危険ニ付中止云々陳述セシ処、愈開戦トナリタルニ就テハ輸入商売ハ無論中止シ、猶進テ今後硬貨ヲ用意スル[○]必要ナルベシ、幸ニ三井ハ平時寧ロ厄介視スル土地或ハ礦山等財産ノ多分ハ物ニナリ居ルヲ以テ、一朝兌換停止通貨下落スルモ其害ヲ蒙ル[○]少シト雖氏、猶之ニ備ヘンニハ歐米ノ外國為替ヲ取り置ク[○]ナリ、若シ出来サレハ上海為替ニテモ宜シ、是ニハ六分ノ利モアリ入用ノトキハ何時モ正貨ニ換ヘ得ル[○]故最モ有利ニシテ安全ノ方法ト信ス、就テハ三井銀行ノ都合モアルヘキ[○]ナカラ、其資金ニ充ル[○]為メ日本銀行ヨリ百万カ式百万円借入レラル、様致度云々陳述ア右ニ就キ早川理事ハ銀行目下ノ貸金回収、外國人預金引出ノ見込等陳述アリタル後、兎ニ角差当リ物産会社用意ノ為メ百万円程借金シテモ差支ナシトノ許可アラハ用意スベシ云々トアリテ可然ト決ス

團鉾山会社專務理事發議

一 銅山試掘ニ関スル件

團專務理事陳述ノ大要ニ曰ク、倉谷鉾山ノ金谷某ナル者ヨリ

申越シタル処ニヨレハ越前福井ノ近傍ニ銅山有之、其鉾区ハ金、銀、鉛モ含ミ居リテ有望ノ銅山ナルカ如シ、一応試掘ノ上果シテ有望ナレハ代金壹万五千円程ニテ売却可致ト[○]、若シ見込相立不申モ、借区料トシテ僅カ五、六拾円費ス位ノ[○]ナレハ、試掘致シテハ如何云々陳述アリシ処、至テ少額ノ[○]ニモアリ、旁試掘ニ就テハ別段議スル迄モ無之、鉾山会社ノ事業トシテ着手差支ナカルベクトノ議ナリシ

以上

二月八日(月曜日)

午後一時半臨時第六回管理部會ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(有賀長文印)

(自署)(回添磨)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一 重役會提出、戰時特別貯金規程制定ノ件

可決

一 全[○] 三井部内使用人中戰時若クハ事變ニ際シ召集セラレタル者ニ対スル取扱方ノ件

可決

以上

二月九日(火曜日)

左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判

ヲ取りタリ

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(有賀長文印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

(自署)(団琢磨)

協議要項

一物産会社提出、川村貞次郎謹責ノ件

可決

一物産会社提出、口ノ津支店長代理更任ノ件

可決

一鉱山会社提出、戦時召集セラレタル職工、鉱夫ニ関スル取扱ノ件

可決

一呉服店提出、日給使用人二月給者同様特別休暇日数ヲ与フル件

可決

以上

二月十二日(金曜日) 午後一時半第七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

(自署)(団琢磨)

協議要項

益田専務理事陳述

一国民の後援会ニ関スル件及ヒ少額ノ預金者並ニ零碎ノ資金ヲ有

スルモノヲシテ今般ノ公債ニ応セシムルノ便法ヲ、銀行ニ於テ
講究サレ度云々陳述アリテ、取調ルヲトナレリ

以上

二月十六日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決

判ヲ取りタリ

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(有賀長文印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(渡辺専次郎印)

(自署)(団琢磨)

協議要項

一銀行提出、国庫債券応募ノ件

可決

一物産会社提出、犬塚信太郎辞令案

可決

一全 " 長谷川銚五郎解備辞令案

可決

一全 " 但慰勞金額ハ未決

一全 " 長谷川銚五郎用務嘱託ノ件

可決

一全 " 調査課長更任ノ件

可決

一全 " 支店長更任ノ件

可決

一全 " 浅井精一郎辞令案

可決

以上

二月十七日(水曜日) 午後四時臨時第八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印) ○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印) ○(渡辺専次郎印)

(自署)(團琢磨)

協議要項

一物産会社提出、長谷川銕五郎慰勞金給与ノ件

前会ニ於テ未決中ノ処慰勞金壹万五千円支給ノリニ決定ス

一鉱山会社提出、囑託医解職ノ件 可決

以上

判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) (自署)(團琢磨)

(自署)(有賀長文) (花押)(益田孝)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一銀行提出、軍事費預金取扱規程廢止ノ件 可決

一物産会社提出、船舶部移転ノ件 可決

一重役会提出、三井營業店使用人身元保証金規則修正ノ件 可決

以上

二月十九日(金曜日) 午後一時半第九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) (自署)(團琢磨)

(自署)(有賀長文) ○(渡辺専次郎印)

協議要項

一銀行提出、軍事費預金取扱ノ件 可決

一物産会社提出、増毛漁場借受継続ノ件 可決

以上

二月二十四日(水曜日) 午前十時臨時第九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) (自署)(團琢磨)

(花押)(益田孝) (自署)(有賀長文)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一戰時特別貯金使用規程制定ノ件 可決

彙ニ發布セラレタル御諭示ヲ体シ、各自一層ノ節約ヲ守リ其
剩ス所ヲ蓄積シテ軍国ノ急需ニ応シ、以テ国恩ノ万一ニ報セ
ンカ為メ、戰時特別貯金規程ヲ制定シ貯金ノ実行ヲ見ルニ至

二月二十三日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決

リ候処、今ヤ国庫債券発行ノ挙アリ、方ニ国民ノ熱誠ヲ發揮スルノ好機ニ有之候ニ就テハ、該規程ニ依リ来十一月迄ニ貯蓄シタル総金額ヲ一括シテ以テ右債券ニ応募スル為メ左ノ貯金使用規程設定ノ事

戦時特別貯金使用規程

第一条 戦時特別貯金ノ本年二月ヨリ十一月迄ニ積立ツヘキ

モノハ之ヲ以テ国庫債券ニ応募スルモノトス

第二条 国庫債券ノ応募ハ三井部内使用人代表者ノ名ヲ以テ

ス

前項代表者ハ別ニ之ヲ定ム

第三条 国庫債券ノ払込ヲナシ尚剰余ヲ生スルキハ三井銀行

ニ預ケ置クモノトス

第四条 国庫債券ノ利息及銀行預金ノ利息ハ積立金高(円位

ノ端数ハ)及積立日数ニ応シ、毎年六月、十二月両度ニ計

算シテ積立者ニ配分スルモノトス

第五条 戦時特別貯金規程第四条、第五条ニ依リ特別貯金ヲ

返還スル場合ニ於テハ国庫債券ヲ以テス

積立金額ノ国庫債券式拾五円券ノ払込額ニ満たサル端数ハ

現金ヲ以テ支払フベシ

国庫債券ノ価ハ払込金額ヲ以テ計算ス

附則

第六条 当二月ヨリ十一月迄ノ戦時特別貯金ニ対シテハ戦時

別貯金規程第三条ヲ適用セス

以上

三月一日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取リタリ

會員 ○三井三郎助印)

○三井八郎次郎印)

○三井得右衛門印)

(自署)(有賀長文)

○渡辺専次郎印)

○三井養之助印)

(自署)(岡塚磨)

(花押)(益田孝)

○朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、汽船購入ノ件

以上

可決

三月十一日(金曜日) 第拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印)

○三井養之助印)

(自署)(岡塚磨)

○渡辺専次郎印)

○三井八郎次郎印)

○三井得右衛門印)

○朝吹英二印)

協議要項

一銀行提出、罷役井上静雄解備及慰勞金給与ノ件

一鉱山会社提出、植木平之丞ヲ囑託員ニ採用ノ件

可決

可決

一 戦時特別貯金使用規程附則削除ノ件
戦時特別貯金使用規程中附則第六条全文ヲ削除スル
以上
可決

一 物産会社提出、購入船命名ノ件
以上
可決

三月十五日（火曜日） 重役会後左記議案回覧ニテ決判ヲ取りタ
リ

会員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印) ○(三井得右衛門印)

○(渡辺専次郎印) ○(朝吹英二印)

(白署)(団琢磨)

協議要項

一 物産会社提出、岡田石炭先買認可ノ件
以上
可決

三月二十五日（金曜日） 第拾式回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印) ○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印) ○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産会社提出、月極雇船戦時危険担保ノ事
本会意見
可決

本案ハ提出通り実行然ルベシ

但シ今後モ其都度提議スルヲ要ス

(別紙調書略之)

一 物産会社提出、本邦給百円以上ノ海外在勤者ノ在勤手当又ハ在勤俸増額ノ件
本会意見
可決

三月二十二日（火曜日） 重役会後左記議案回覧ニテ決判ヲ取り
タリ

会員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印) ○(三井得右衛門印)

○(渡辺専次郎印) ○(朝吹英二印)

(白署)(団琢磨)

協議要項

一 本会意見
本邦給ニ就テハ其給料額ニ依リ増給年限ノ内定アルモ、海外在勤者ノ在勤手当及在勤俸ハ増給年限ノ規定無之ヲ以テ、追テ取調ヘ一定ノ方針ヲ定ムル方然ルヘキモ、今日ノ場合ニ於テハ大体提案ノ通り実行可然トス
(朱書) (別紙調書略之)

ニ於テ修正（卅七年四月六日）

益田専務理事發議

一 支店、出張所々在地ニ於テ軍人援助ノ寄附方針ニ関スル件

益田専務理事曰ク、誠ニ小事ナレモ一応御方針ヲ伺ヒ置キ度ハ、支店又ハ出張所々在地ニ於テ軍隊ノ慰勞軍人救護等ニ付寄附ヲ催サル、場合ニハ如何致スヘキカ、議長御名義ヲ出ス程ノ金高ニモ無之何レモ少額ノコト故、其土地所在ノ支店ナリ出張所ナリノ名義ニテ其地方ノ事情ヲ斟酌シテ寄附スルトニセハ、其土地住民ノ感情モ宜シク營業上ノ便利ニモナラント存ス云々ト陳述アリテ、素ヨリ少額ノ寄附ナレハ各店ニ於テ陳述ノ如ク適宜取計ヒ可然ト決ス

團鉦山専務理事發議

一 使用人海外派遣ニ関スル件

團専務理事曰ク、田川ノ方ニテハ四尺炭採掘上ニ就テ困難ヲ感スルヨリ自費ヲ以テ海外へ出テ専ラ取調ヘ致度ト昨年ヨリ願ヒ出テタル者アリ、依テ之ヲ補助シテ派遣スルトシ、又三池ノ方ハ築港及機械等ニ関シ取調ノ為メ差向キ二人程海外へ派遣致サセ度、何レ其際ハ更ニ提案致スヘキモ予メ御意向伺ヒ置キ度云々陳述アリ、益田専務理事ハ此位ノ大仕掛ニテ探炭スル会社ニテハ、絶ヘス一人位海外へ派出シ置クヲハ利益アルヘキト信ス、今日迄之ナキハ寧ロ後クレタルノ感アリト述ヘラレ、遂ニ派遣シ可然ト決ス

一 三池海面坑区ニ関スル件

團専務理事ヨリ本件ニ付陳述アリテ可然ト決ス

以上

三月三十日（水曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○（三井三郎助印）

○（三井養之助印）

○（朝吹英二印）

協議要項

一 ベルリ條約五十年紀念資金寄附ノ件

一金卷万円也 寄附金高

可決

我國ニ於テ米國水師提督ベルリニ対シ日米兩國開港條約ヲ締結セシヨリ滿五十年ニ相当スルヲ以テ、其紀念会ヲ明三十一日東京基督教徒青年會館ニ於テ催サル、ニ就テハ、右紀念資金ノ内へ頭書ノ金額三井總代名義ヲ以テ寄附相成度ト但共用費ヨリ支出ノ事

以上

四月五日（火曜日） 重役会後左記議案回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○（三井三郎助印）

○（三井得右衛門印）

○（三井八郎次郎印）

○（朝吹英二印）

協議要項

一三井鉱山会社提出、三池炭礦起業費申請ノ件 可決
以上

四月六日（水曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取リタリ

- 會員 ○(三井三郎助印)
- (三井養之助印)
- (朝吹英二印)
- (三井八郎次郎印)
- (三井得右衛門印)

協議要項

一三井鉱山会社提出、三池炭礦臨時築渠工場職制ニ関スル件
三池炭礦ニ臨時築渠工場ヲ置キ其職制左ノ通り制定致度

- 三池炭礦臨時築渠工場職制
- (朱書) 第一条 三池炭礦ニ臨時築渠工場ヲ置ク
- (朱傍書) 第一条 臨時築渠工場ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 工場長 巷名 一 庶務係長 巷名
- 一 土木係長 巷名 一 係員 若干名

(朱傍書) 第二条 工場長ハ事務長ノ命ヲ受ケ臨時築渠工事ニ関スルヲ担任シ工場一切ノ事務ヲ掌理ス

(朱傍書) 第三条 庶務係長ハ築渠工事ニ関スル諸契約、諸物品ノ受払

及保管、工場ノ諸計算、工事ノ諸報告其他工場ニ関スル庶務ヲ担任ス

- (朱傍書) 第四条 土木係長ハ築渠ニ関スル土木工事ヲ担任ス
- (朱傍書) 第五条 係員ハ係長ノ担任スル事務ニ従事ス

事務ノ必要ニ応シ係員中ニ取締ヲ置クコトアルベシ

(朱傍書) 第六条 「本職制ニ於テ特ニ定ムルモノヲ除クノ外」築渠工事ニ関スル事務「ノ取扱」ニシテ此職制ニ明文ナキモノハ

三池炭礦職務章程「ノ」ニ定ムル「所ニ依ル」職員ニ於テ取扱フベキモノトス
本家ハ朱書ノ如ク協議ノ上修正可決ス
以上

四月八日（金曜日） 管理部会第拾参回ヲ開ク

- 出席員 ○(三井三郎助印)
- (三井養之助印)
- (自署) (田塚磨)
- (有賀長文印)
- (朝吹英二印)

協議要項

- 一三井銀行提出、別途積立金支出ノ件 可決
- 一三井物産会社提出、汽船購入ノ件 可決
- 一三井鉱山会社提出、三池炭礦ビーハイブ焦煤炉増設ノ件 可決

以上

四月廿二日(金曜日) 第拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井菱之助印)

○(朝吹英二印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一品川毛織株式会社株金払込ノ件

一金拾万円也 但沓株ニ付金六円式拾五銭ノ割

当工場開始ノ際現金六万四千円御交付相成候へ共、機械買入、家屋機械ノ修繕、印紙税、保険料等ニ仕払ヒ殆ソド沓万余円ノ不足ヲ告グルト相成申候、尚実際事業ニ着手シ今日迄約五ヶ月ノ経験ニ抛レバ、当工場ノ設備ハ種々ノ部分ニ於テ機械ノ調和權衡ヲ得ズ、一部機械不足ノ為メ他ノ部分ノ運転不如意ナルモノアリ、亦事業上必要ノ機械ニシテ其設備不充分ナルコノアリ、此等ハ事業ノ経営上最モ不得策ナルコトヲ自得致候、依テ此欠点ヲ補足スル為メ種々研究ヲ尽シ、結局別紙取調書ノ通り約五万円ノ機械ヲ備付候外致方ナシト当会社重役会ニ於テ決定仕候、尚此他豫備品ノ買入レ修繕増設等ニ対スル資金ヲ要シ候ニ付、旁此際沓株ニ付金六円式拾五銭則チ金拾万円ノ株金払込ヲナシ右等ノ費途ニ供シ度候間、別紙相添へ此段御詮議願上候也

明治卅七年四月十一日 品川毛織株式会社 三井得右衛門
取締役会長
同族会議長男爵三井八郎右衛門殿

記

一金六万四千円也

工場開始ノ際受入金高

内

約式万九千式百円也

家屋修繕及人夫賃

〃式万九千円也

機械買入及修繕並人夫賃

〃九千円也

印紙税及諸税

〃四千七百円也

保險料

〃式千四百円也

工場用器具

計約金七万五千円也

差引不足金沓万千円也

不足機械取調書

目下現存スル機械ヲ以テ土台ト定メ、之ニ依テ円満ニ製造シ得ル不足ノ機械ヲ取調ベタル結果(海陸軍ノ供給ヲモ引受ク

ル目的)

記

洗毛機

沓台

九千九百五拾円

乾毛機

沓台

七千式百円

裂絨機

式台

千四百円

屑糸反精機

沓台

四千円

起毛機(薊実)

參台

千四百五拾円

乾絨機

沓台

八千五百円

刷毛機	式台	千円
調合機	壹台	千円
炭化装置	壹ヶ処	貳千円
電燈機械		五千九百〇參円
電燈室		貳千八百円
洗毛、乾毛室増設		五千円
合計金約四万九千四百拾壹円(但据付費ヲ含ム)		
予備品買入		
一金約壹万六千參百円也		
内		
貳千五百円	外 織機用箆、杼、綜統ビーム	
千五百円	内 調革類	
千貳百円	内 木管、ブリキ管、篠棒	
貳千五百円	内 梳毛紡毛及力織機替齒車	
六千參百円	外 紡毛壹台分装針帶及起毛機針及杼、洗絨機ロール	
參百円	内 電燈予備品	
千円	外 梳毛トラベラー、パーチメント、モミ革、ギルボックス針及帶	
五百円	外 乾絨機針	
五百円	内 其他予備品種々	
如高		

左ノ通り本会意見トシテ附記提出スルノニ決ス

管理部会意見

本案毛織株式会社株金払込ノ件種々精査ヲ遂ケ尙不足機械ニ就テハ技師ニモ篤ト相質シ研究ヲ重ネ候処、不得巳申出ニテ此場合請求通り金拾万円特別營業準備金ヨリ御支出可然存シ候、尤モ不足機械ノ内乾絨機半製ノ分有之、是ハ芝浦製作所へ製造方交渉凡ソ金貳千五百円ニテ間ニ合可申カ、又電燈機械ヲ一時見合ハシ、予備品中何時ニテモ得ラレ故ラニ予備品トスル必要ナキ調革ヤ電燈予備品ヲ削除スレハ、固定スル資金ハ凡ソ金五万円トナリ、之ニ工場創業費ノ不足金壹万千円ヲ加ヘテ計金六万壹千円程ナレハ殘金凡ソ參万九千円ナリ、此殘金ハ運転資金ニ充テシメ可成固定資本ヲ減シ勉メテ運転資金トナサシムル方針ヲ取り經營セシメ申度候事

(別紙修正比較計算書略之)

以上 (花押)(三井八郎右衛門)

四月二十六日(火曜日) 重役会後回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印) ○(三井右衛門印)

(自署)(印抹磨) ○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

本案ニ関シ益田、朝吹理事等ヨリ陳述スル所アリタルガ結局

一物産会社提出、倫敦支店先買品種變更ノ件 可決

以上

五月三日（火曜日） 重役会後回覧ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

(自署)(岡琢磨)

○(三井得右衛門印) ○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、支那羊毛臨時先買高増加ノ件 可決

以上 (花押)(三井八郎右衛門)

五月六日（金曜日） 第拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) (自署)(岡琢磨)

○(渡辺専次郎印) ○(朝吹英二印)

協議要項

一呉服店提出、本店建増及模様替工事費支出ノ件 可決

朝吹理事発議

一品川毛織株式会社金融ニ関スル件

朝吹理事曰ク、品川毛織株式会社ヲ引受ケ創業スルニ当リ固

定資金六万四千円ノ出資ヲ乞ヒ、運転資金ハ銀行等ヨリ借受

ケ就業スヘキ見込ノ処、着手ノ結果固定資金ニ壹万餘円ノ不

足ヲ生シ、且ツ運転資金モ当座借リハ利子高シトテ毛織会社

モ好マス銀行ニ於テモ欲セス、手形ハ長期ニ渡レハ矢張利子

高ク双方トモ好マサルヨリ、折合兎角六ヶ敷為メニ専務取締

役等ハ徒ラニ金融ニ心勞スルノミニテ、一意製造ニ従事スル

能ハサルカ如キ次第ニ付、金貳拾万円ヨリ貳拾五万円ノ程度

ニ於テ銀行ヨリ品川毛織会社ハ融通センコトヲ管理部ヨリ通セ

ハ銀行モ安心シテ貸付シ、品川毛織会社ニ於テモ夫カ為メ金

融ノ心配ナク一意製造ニ傾注スルニ至ルベシ、又先日拾万円

株金払込ミノ決議アリタルニ付、其内三、四万円ハ運転資金

ニ使用シ得ヘク、尚機械代モ支払フ迄ハ融通シ得ヘキ等先ツ

差当リ貳拾万円ノ極度ニテ協約出来スレハ宜シカラント、益

田専務理事ヨリモ申添ヘアリテ可然ト決ス

以上

五月十三日（金曜日） 第拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) ○(渡辺専次郎印)

○(有賀長文印) ○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、新嘉坡支店長交任ノ件 可決

一 鉾山会社提出、本店主事補助申渡ノ件 可決
 一同 “ 三池炭礦発電原動力拡張ノ件 可決

益田専務理事發議

一 小樽火災被害者救恤寄附金ノ件

益田専務理事曰ク、火災杯ノ場合ニハ可成寄附セサル方宜シカラントノ説モアリ、殊ニ今回ノ小樽火災ノ如キハ銀行支店モ類焼セシ次第ナルモ、兎ニ角支店所在ノ關係モアルヲナレハ千円力千五百円位寄附如何云々陳述アリテ、從來火災ニ於ケル寄附金等参照彼是協議ノ上金千五百円共用費ヨリ支出寄附ノ一決ス

一 九州炭礦者ヨリ貸金請求ニ関スル件

益田専務理事陳述ノ大要ハ、九州炭礦者ヨリ金円借用ノ申出アリ、一ハ貝島太助並九州鐵道会社署名シ大辻炭運搬鐵道敷設費金參拾八万円ノ内貳拾万円借用、大辻炭礦ヨリノ利益ヲ以テ漸次償却云々ノ口ト、今一ツハ麻生太吉氏ヨリ武田貞貞松ヲ以テ金拾四万千円借用ノ願出、抵当ニハ拾万円程ノ価格アル地所等ヲ書キ入ル、トノ二口ニテ、此第二ノ分ハ第一ヨリモ一層面白カラス、素ヨリ双方トモ應シ難キコト、存シタレ氏、懇請ニ任セ一応協議致シ挨拶スルヲニ申シ置キタリ云々陳述アリテ、遂ニ断ルコトニ決ス

渡辺物産会社専務理事陳述

一 新外債下受ケノ件

渡辺専務理事ヨリ今回英國ニ於テ成立シタル日本外債ノ義

ハ、漸ク拾万円引受クルヲニ相成リタリ云々報告アリ
 早川銀行専務理事陳述

一 関西ニ於ケル銀行取付ニ関スル件

早川専務理事ヨリ此度関西旅行ニ就テ実見上大阪、名古屋、岐阜等ノ銀行ニ於テ取付ケアリ、或銀行ノ如キハ随分困難ノ様子ナルモ、当行ニハ差シテ損害ナキ見込云々ト報告アリ

一 西陣ノ救助ニ関スル件

早川専務理事曰ク、西陣ニ於ケル時局ノ影響頗ル強ク為メニ呉服業者ハ多少義捐モシ、全地銀行仲間ニ於テモ之カ救助ニ関シ種々協議ヲ凝シ居ルカ、右ニ関シ知事ノ意見ハ徒ニ救フスル片ハ却テ遊惰ニ流ル、ノ恐レアルニ付相当ノ仕事ヲ授クルヲニ致度トノ意向云々陳述アリテ、知事ノ意見ハ至極尤ト可申、兎ニ角此救助ニ就テハ呉服店ヨリ凡ソ五百円モ寄附スルカ、何レニモ同店ノ意見ニ任セ可然トノ議ナリシ

益田専務理事陳述

一 王子製紙会社ニ関スル件

「スチーム、タルビン」ノ談ヨリ遂ニ王子製紙本社ノ「二及ヒ益田理事曰ク、此程同工場ヲ視察セシニ床ノ不陸ト汽機ノ古物ニハ著シク感シタリ、汽機ハ西曆千八百七十二年製ノ古物只ニ不体裁不經濟ナルノミナラス、甚タ危険ニ迫リ打捨置キ難シ、其取換ノ入費ハ拾餘万円ヲ要スベキモ何トカ工夫ヲセネハナラス、然シ右入費ヲ支出スルトセハ二、三期ハ配當ヲ休止スルヲトナリ、小株主ニ於テ苦情モアリ随分面倒ナル

ベシ、就テハ総株ノ十分ノ八以上モ所有シ居ルヲ故、寧ロ小口ノ株ヲ買取ルヲニシテハ如何、渋沢、中井、大橋等ヲ除ク片ハ株券面僅カ五、六万円ナルベシ、目下ノ相場ニテ凡ソ三分ノ一即チ式万円位ニテ買取リ得ヘシ、依テ鈴木ヲシテ右等小口株ヲポツ／＼買取ラシムルヲ宜シカランカ云々ト陳述アリ

五月二十日(金曜日) 第拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(渡辺専次郎印)

○(三井養之助印) ○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印) ○(朝吹英二印)

協議要項

- 一 銀行提出、京都新町通り営業用地所建物処分ノ件 可決
- 一 物産会社提出、社船命名ノ件 可決
- 長白山丸ト命名ノ件 可決
- 一 呉服店提出、店員林幸平へ渡米補助費支給ノ件 可決

○(渡辺専次郎印)

五月二十六日(木曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覧ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)
 ○(三井八郎次郎印) ○(三井得右衛門印)
 ○(朝吹英二印)

協議要項

- 一 銀行提出、第二回国庫債券応募ノ件 可決

五月三十一日(火曜日) 午後一時半第拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(渡辺専次郎印)

○(三井養之助印) (自署)(回珠磨)

○(三井八郎次郎印) ○(三井得右衛門印)

○(朝吹英二印)

協議要項

- 一 芝浦製作所ヲ鉾山会社ヨリ分離シテ独立ノ株式会社トスル件
- 益田専務理事ヨリ左案ニ付説明アリテ可然ト決ス

芝浦製作所ハ今日鉾山会社ノ一支店トシテ管理致居リ候得共、之ハ旧工業部解散ノ際他ニ適當ノ所屬店ヲ見出ササル為メ便宜鉾山会社ノ所轄ニ移シ置キタルモノニ御座候、故ニ其業務ノ本質ハ鉾山会社元來ノ鉾山業ト全ク別種ノモノナルニ不拘外部ニ對シテハ鉾山会社ノ一支店トシテ機械製作ノ芝浦製作所トナリ、聞ク者ヲシテ異様ノ感ヲ起サシムルノミナラ

ス營業上種々ノ不便ヲ忍ハサルヲ得サル次第ト被存候、而シテ其營業ノ成績ハ別紙全所ノ擴張案ニ對スル御諮問申答書ニモ陳述致置候通り、近來ハ毎季相当ノ利益ヲ挙げ來リタルノミナラス此後モ益々有望ニシテ、最早十分獨立經營ノ資格有之モノト被存候、依テ此際鉾山会社ノ所轄ヲ離レ獨立ノ營業ヲ為ス、鉾山会社并ニ芝浦製作所彼我ノ共ニ便宜トスル所ト思考仕候、又米國ゼネラルエレクトリック会社ト連絡ノ交渉ニ就テモ獨立營業致居候事万好都合ニ可有之、其他獨立營業ノ為メニハ多少ノ工場經費ヲ節約スルヲモ相叶ヒ可申、旁此際芝浦製作所ヲ獨立セシメテ一株式会社ト為ス、当三井家ノ為メ有益且ツ必要ノ儀ト存候

右ノ如ク組織變更ニ就テハ先ツ現時芝浦製作所ノ固定資産価格ト同族會鉾山会社間ノ貸借勘定ヲ見ルニ

芝浦固定資産

三七七、七〇〇・九〇九^円

内 芝浦カ工業部ヨリ鉾山へ移転ノ際 一〇、二五九・五三四
ニ於ケル芝浦積立金ノ現有残額 三六七、四四一・三七五
差引 三六七、四四一・三七五

内 鉾山ガ同族會ニ對スル負債金残額二五四、〇三七・〇〇〇
差引 (芝浦引渡シノ代リニ鉾山ガ) 一一三、四〇四・三七五
右ノ通り芝浦製作所現在ノ固定資産残高ハ三拾七万七千余円
ニ有之候へ共、今回獨立ニ付テハ積立金ノ現存残額壹万余円
ヲ以テ其中ノ消却ニ充テ、差引残額三十六万七千四百四十壹
円三七五ヲ以テ新会社固定資産ノ価格ト致シ、先ツ三十七万
モノ第一回払込ヲ以テ新会社設立ノ手續相濟サセ可申候、尤

モ別紙芝浦製作所擴張案ノ御認許ヲ得候ハ、此外ニ二十五万
円ノ払込ヲ必要ト致候へ共、之ハ工事着手後一ケ年内外ニ順
次払込ヲ受クレハ差支無之モノニ御座候、依テ今日ヨリ一年
後ニハ六十二万円払込ノ会社ト相成可申候

其他定款作成ニ就テハ曩キニ同一事情ノ下ニ設立セラレタル
品川毛織株式会社ノ定款ヲ基礎ト致候へ共、其特別ノ規定ヲ
要スル点左ニ

- 一、資本金 壹百万円ト定ム (第一回払込ハ三十七万円トシ
外ニ擴張用トシテ二十五万円ヲ一ケ年内外ノ間ニ払込
ムヲ既記ノ如シ)
- 一、会社名 株式会社芝浦製作所ト称ス
- 一、所在地 現在工場ノ所在地ヲ以テ本社ノ所在地トス
- 一、目的 「会社ノ目的ハ各種機械類ノ製作業ヲ営ムニ在
リ」ト定ム

- 一、決算期 従來芝浦製作所ノ慣行ニヨリテ毎年五月三十一
日ト十一月三十日トス、從テ定時總會ノ召集期モ六月
ト十二月トニ改ム

尚新会社設立後ノ重役ニ就テモ總テ品川毛織会社ノ振合ニ依
リ、社長ニハ御同族方御一人ヲ御推挙申上度、其他ノ取締役
監査役ハ各營業店理事中適宜數名ヲ挙げテ之ニ任シ、又專任
取締役 (若クハ支配人) ハ現在ノ主事者ヲ以テ之ニ當ラシム
ルヲ、万事簡便ニ取運可申ト存候

(別冊株式会社芝浦製作所定款略之)

一芝浦製作所拡張ノ件（鉾山会社提出）

一昨年来世間不景氣ノ影響ヲ蒙リ諸工業沈衰シタル其中ニ在リテ芝浦製作所ハ幸ニ打撃ヲ受ケサルノミナラス、電気機械類ノ如キ著シク注成品ヲ増加シタルヲ以テ左ナキダニ不完備ナル工場ハ益々其狹隘ヲ感シ、往々約束期日ヲ誤ルノミナラス、短期注文ノ如キハ到底之ニ応スル能ハザルカ為メ得意先ニ對シテ信用ヲ失ヒ、或ハ失望ヲ招クコトナキヲ保セズ、斯カル事情ナルヲ以テ不利益ト知リツ、夜業ヲ為スノ必要ヲ生ジ、業務ノ秩序モ自然乱雜ニ流レ、極メテ不經濟ノ状態ニ陥リ申候、左レハ今日ニ於テ相当ノ資金ヲ投ジ速ニ其欠陥ヲ補フハ焦眉ノ急務ニ有之候ヘ共、時局ノ艱難モ有之候間、出来ル限リ經費ヲ節約シ、今日ノ急務ニ応ズルノ程度ニ於テ之カ拡張ヲ謀ルハ最モ適當ト被存候、因テ別紙拡張豫算書及附隨ノ参考書相添ヘ提出致シ候間速ニ御評決相成度事

別紙芝浦製作所主事大田黒重五郎ヨリ提出セシ増資ニ関スル計算ハ實際数字上ニ現ハシ得ベキ利益ノミヲ示セルモノニシテ、一見増資ニ對シテ大ナル利益ヲ得ザル様相見エ候ヘ共、工場ヲ拡張シ又輕便レールヲ設置シテ其連絡ヲ簡易ナラシメ場内機械ノ排列ヲ整理シ其欠陥ヲ補フ等ノ為メ、夜業ヲ廢止シ、監督ヲ統一シ、雜役夫ヲ減ジ、労働ヲ敏活ナラシムル等数字ニ現ハシ難キ利益ハ決シテ尠少ナラザラベシト存候

大田黒主事提出案

当所設備ニ付甲乙兩案提出仕候、甲案ハ寧ろ遠キ将来ニ對スル施設ヲ示スモノニシテ目下実行ノ利ヲ認メス候、乙案ニ至テハ僅ニ当所現在ノ設備中欠陥ノ甚シキ点ヲ補ハントスルモノニシテ其実行ハ当所存在ノ急務ト確信仕候

当所現在ノ投資額ハ金參拾七万七千七百円九拾錢六厘ニシテ、製品売ケ年間ノ売上高ハ（最近三ケ年間ノ平均）

金五拾壹万壹千六百〇六円五拾壹錢五厘ナリ

右売上高ニ對スル利益ハ

金七万壹千百拾參円參拾錢五厘ナルヲ以テ

其利益率ハ年壹割參分九厘ニ該當ス

而シテ此利益ハ前記投資額ニ對シ年壹割八分八厘ニ相當ス

今乙案ヲ実行ストセバ新ニ

金六拾貳万七千〇四拾參円四拾參錢六厘トナル

右実行ト共ニ從來ノ売上高金五拾壹万壹千六百六円五拾壹錢

五厘ニ對シ生産力壹割六分六厘ヲ増スヲ以テ実行後ノ売上高

ハ

金五拾九万六千五百參拾參円拾九錢六厘トナル

而シテ乙案ノ新設備ヲ完フセバ夜業ヲ廢シ得ルヲ以テ、從テ

利益ノ率増加シ年壹割八分六厘ヲ得ベシ、則チ

金拾壹万〇九百五拾五円拾七錢四厘

トナルヲ以テ總投資額ニ對シ年壹割七分七厘ニ相當ス

以上計算ノ通り乙案実行ト共ニ投資額ニ對スル利益率約壹歩

壹厘減少スト雖モ、実行後曠々ノ裡ニ得ヘキ利便少ナカラザ

ルベキヲ以テ、直接間接ニ經費ヲ省クヲ得ヘク、之ヨリ生ズル利益多少増加ノ見込アルヲ以テ、現在ノ投資額ニ対スル利益率ヨリ下ルヲ無カルベシ、依テ図面五葉ヲ添ヘ豫算書提出仕候也
(別紙予算書及図面略之)

益田専務理事ヨリ左ノ答申書ニ付説明アリテ可然ト決ス

芝浦製作所拡張ニ関スル管理部長答申書

芝浦製作所拡張ノ件ニ就キ御諮問ノ趣領承仕候

鉾山会社ヨリノ申出ニヨレバ此際新タニ二十五万円ヲ投入シテ建物機械等ノ改修拡張ヲスレバ、優ニ現在ノ注文ニ応スルヲ得ルノミナラス、工場経営ノ方法トシテハ最も不利益ナル夜業ヲ廃止スルヲ得ルガ為メ、今日ノ売上高ニ対スル利益率壹割三分九厘ハ増シテ壹割八分六厘トナリ、従テ一ヶ年七万壹千余円ノ利益ハ拾壹万余円ニ増加スベキ見込ノ由、是レ実ニ事前ノ見込ニシテ、實際ノ成績ニ至リテ或ハ之ヨリ減少スルヲモアルベク、或ハ之ヨリ増加スルヲモ可有之候ヘ共、其レハ将来利益ノ予想標準ト致シ置キ、当管理部ニ於テハ他ニ此改修拡張ノ必要ヲ相認メ申候、其理由左ニ

元来芝浦製作所ノ業体ハ当三井家経営ノ事業中一種特別ノモノニシテ、此種工場ノ設備トシテハ甚不完全ヲ極メ、且ツ先年マデハ營業ノ利益モ十分確実ナル見込ヲ立ツルヲ能ハス、御評議モ亦売却若クハ処分ヲ為スベキモノト相成居候為メ、其ノ設備ノ建物機械等モ數年來ハ忍ビ得ル丈忍ビ、辛抱シ得ル丈辛抱シテ毫モ改修補繕ヲ加ヘズ旧態ノ儘今日ニ及ヒタリ

シガ、今日ハ全ク其事情ヲ異ニシ社会ノ進運ト共ニ其製作品類、殊ニ電気機械ノ如キ最も世ノ需要ヲ喚起シ製作ハ常ニ注文ニ追ハル、ノ状態ナルガ為メ、此三、四年以來ハ毎季相当ノ益ヲ生ミ来リタルノミナラス、現時本邦唯一ノ電機工場トシテ内外ノ信用ヲ博シ甚以テ有望ノ境界ニ相達シ申候、現ニ昨年大阪市ニ開設セラレタル第五回内國勸業博覽會ノ出品ニ就テハ名譽金牌ヲ賞授セララル、ニ立到リ申候、尚又先般米國ゼネラルエレクトリック会社ト連絡營業方御認許ノ御内議有之、今日モ其交渉ノ繼續中ニテ之ガ成功ノ上ハ芝浦製作所ノ營業上必ズ一段ノ進歩ヲ見ルベキ事ト相信シ申候(戰時中ハ不得止一時交渉停止ニ相成居候ヘ共、平和克復ハ屹度相纏リ可申ト存候)、去レバトテ此将来ノ發達進歩ヲ予想シテ之ニ相當シタル拡張ヲナスヲハ、今日ノ場合ヨリ見レバ過大ノ計画ニ相屬シ申候ヘ共、此際今日迄怠り来リタル改修補繕ヲ為スト全時ニ、現在ノ注文ニ応ジ得ル丈ノ拡張ヲ為スコトハ有益且ツ必要ノ儀ト存候、而シテ今回鉾山会社ヨリ貴會ヘ提出シタル増設案ニ付御諮問ヲ蒙リ候ニ就テハ、數度部員ノ者ヲ芝浦製作所ニ遣ハシ巨細取調致サセ候ノミナラス、拙者モ親シク臨檢致シ、尚鉾山会社ノ松原技師ニ嘱托シテ实地審査ヲ遂ケシメ候結果、皆必要不可欠ノ費用トシテ相認メ申候(松原技師ノ調査報告ハ別紙ニ添付致シ置候)、尤モ右ノ増設案ハ前記ノ通り実ニ一時ノ補充工事ニ過キスシテ、将来ハ必ズ今一層ノ拡張ヲ行フノ必要相生ジ可申事明白ノ儀ニ有之候ヘ共、

將來ハ將來トシテ、今回ハ先ツ右ノ範圍内ニ於テ改修擴張方御許可ノ程可然ト存候

右御諮問ニ對シ申答仕候也

尚此改修擴張ニ就テハ、必要ノ場合ニ工場一部々々ノ休業ヲナスノ外、一日モ全休ノ休業ヲナスコナク着手ノ日ヨリ先ツ一ケ年間ニ成功スル見込ノ由

(別紙松原技師ノ調査報告書略之)

一銀行提出、絹糸紡績会社へ貸付金ノ件

本案ハ重役会意見ノ通り此度ニ限り決行可然モ、不動産抵当貸金ハ兼テ避クヘキ趣旨ニ基キ、近キ將來ニ於テ他ノ借入金返還其他金融必用ノ場合アリテ、今回ノ如キ振合ヲ以テ融通方依頼アルモ、再ヒ応セサルコトニ決定致置度事

一物産会社提出、新設倫敦日本人俱樂部へ寄附金ノ件 可決

一呉服店提出、西陣補救会へ寄附金ノ件

本案寄附金ハ共用費ヨリ支出ノ事ニ決ス

益田専務理事發議

一商況社出資及社債処分ニ関スル件

益田専務理事曰ク、商況社ハ明治九年大蔵省ヨリ物産会社ニテ引受シモ、一手ノ機關トシテハ何かト嫌ヒアリテ不便ナルヨリ合資会社トシ、渋谷、大倉、浅野、原、安田、故今村、当方等出資者トナリ資本金ヲ參万円トシ全社現今ノ建物ヲ參千円ニテ物産会社ヨリ売渡シ業務ヲ継続セリ、爾來高橋、木村等ノ出資名義相加ハリ而シテ目下ノ業務担当者ハ野崎広太、社債

ハ金七千円、得意先ハ重ニ東北地方ニテ九州其他ニ多少アル位ナルヨリ収支相償ハサルモ、広告料老万七千円程アルヲ以テ辛クシテ維持セシモ、此一月迄ニ老万六千円程ノ負債ヲ生シ、時局ノ為メ新聞ハ流行スルモ從軍記者ヲ派遣スル等彼是ニテ四千數百元ノ失費ヲ要シ、遂ニ第一銀行ヨリノ負債高凡ソ式万千円ニ及ヒ事業益困難トナリ何トカ処分セサルヘカラス、而シテ若シ之ヲ挽回センニハ機械ノ増設其他ノ設備等彼是失費ヲ要スルヲ以テ、頻リニ出資者ニ謀リシモ誰レトテ甘ンジテ出金スル者ナク野崎モ進退谷マリ、此程大倉、浅野、原等会合ノ許ニ於テ談合ノ極、若シ同社分散ト見テ資産ヲ時価ニ積レハ未タ五千円程ノ損勘定ニ過キサルニ付、現在新聞社ノ得意老舖ヲ右五千円ト仮定シ野崎ニ引受ケサセ、獨立シテ自分ノ營業トスルニ於テハ相当ノ方法モ建ツヘク右機致度ト野崎ニ勸メ、尚善後策講究委員ニ木村、浅野、自分等指名致サレ、本日之カ為メ会合スル次第ナレト自分ハ出席ヲ断リ置キタリ、兎ニ角多數ノ主人アリテハ何分筆ヲ下シ難クトテ野崎モ弱リタルニ就テハ、大倉、浅野、原等ノ意見ノ如ク全社ヘノ出資ヲ見捨テラレ尙社債モ他ノ出資者ニ於テ打捨テルトノ意ナレハ、同シク御許可下サレ度ト同人ヨリ願出タリ、三井銀行、物産両会社トモ出資額各參千七百貳拾円宛ニテ社債ノ現在高モ各老千貳百四拾五円宛ナリ、両会社トモ其実損失トシテ資産ヨリ已ニ省キ置キタルヲ以テ、野崎ニ於テ愈獨立シ事業ヲ継続スルトノコナレハ出資金ヲ見捨テ、又他ノ出資者ニ

於テ社債モ見捨テルトナラハ当方ニテモ公然帳消シ他全様御許容相成リテハ如何、野崎ハ温厚篤実ノ人物ニテ是迄モ大分窃ニ用立チシ事ナレハ右様御決定相成度、尤モ斯クナル後モ猶掘ル所ナケレハ自立六ヶ敷ヨリ、本人ハ当方ニ掘リテ立ツコトノ望ミナレ氏、仮令此上何ノ助力セス只關係ヲ離ル、モ猶三井家ノ為メニハ不相變尽スヘクモ、応分ノ助力ハ已ムヲ得サルベシ、殊ニ当家ノ如キニ於テハ機關新聞ノ一ツ位ハ必要ニシテ何カノ場合、新聞社等ニ対シ会社ノ者抔ヨリ謀リテハ都合ノ悪シキヲモ、彼ヲシテ謀ラシムル片ハ同業者ノ關係ヨリ大ニ都合ヲ得ルヲ有之ニ付、隠然後援ヲナスモ宜シカルヘク存スレ氏其ハ全ク別問題トシ、此際唯此離縁話シ則右資金社債ヲ見捨遣ハストノ御承認ヲ得度云々ト陳述アリテ、終ニ發議通り決行可然ト決ス

一 王子製紙株式会社株買収ノ件

益田専務曰ク、王子製紙会社ノ件ニ付曩ニ小株主ノ株ヲ買収スルヲ宜シカラント陳述セシカ、嘗ニ小口ノ株ノミナラス比較的大株主ノ分ヲモ買収シ、全然三井ノ所有ト致ス方得策ナラン、若シ此方針宜シトナレハ朝吹理事ニ一任シテ時価低廉ノ今日便宜買収スルヲトシ、其資金ハ同族会特別營業準備金ヨリ支出スルヲニ致シテハ如何云々陳述アリテ、可然ト決ス

一 聖路易博覽会中技師派遣ノ件

益田専務理事曰ク、聖路易博覽会開会中技師ヲ派遣シ実見セシメバ功効ナカラサルヲト存ス、就テハ芝浦製作所技師岸

敬二郎ヲ、特ニ共用費ヲ以テ同族会ヨリ派遣スルヲニシテハ如何、往復共凡ソ二ヶ月ノ予定、貳千円位ノ費用ニテ足ルベシ、尤モ岸ヲ渡航セシムルトスレバ、技師小林作太郎モ派遣セザルベカラサル事情有之モ、全人ハ芝浦ヨリ派遣スレバ宜シカラン、殊ニ九月ニハ全所ニ於テ電氣ニ関スル万国會議モアリ、其序ヲ以テナイヤカラ發電所、ゼネラルエレクトリック会社等ヲモ巡視スルヲニセハ多々益スルコトアルベシ、實ニ好機會ニ付派遣ノヲニ致度云々陳述アリテ、可然ト決ス

以上

六月十七日(金曜日) 第拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印) (自習)(団琢磨)

○(朝吹英二印) ○(有賀長文印)

協議要項

一 鉾山会社提出、提献久外壺名特許石灰鉾区并ニ藤井淳一試掘石炭鉾区買収ノ件 可決

一 團専務理事陳述

一 麻生太吉氏貸増金ニ関スル件

一 團専務理事曰ク、麻生太吉ハ加穂銀行ヨリノ私債等ニテ目下甚困難ノ情況ニ迫リ其救済策トシテ貝島ノ方案ハ、三井ニ抵

当ニ入レアル本洞、豆田、芳雄三礦ノ内本洞ハ藤ノ棚ト接近シ殆ント同坑ナルカ如ク分離スベカラサルモノナルニ、藤ノ棚ハ帝國商業銀行ニ抵当トシアルハ不得策ニ付、此際藤ノ棚ヲ三井ニ入レ豆田、芳雄ヲ帝商ニ入レ替へ、手形ノ分式万円ヲ別トシ從來參拾五万円ノ分ニ更ニ五万円ヲ増シテ四拾万円ノ融通ヲ願度、尤モ此正味五万円ハ加穂銀行ヘノ償却ニ当ル「ナレハ、或ハ一ヶ年計リ利息ノ猶予ヲ乞フコアラシモ、此入替ヘハ三井、帝商双方共却テ都合宜シカルヘケレハ帝商モ承諾スヘキニ付御聞入レ被下度、左スレハ其証書ニハ自分署名シ其契約ヲ実行セシメ可申云々ト懇談アリ、依テ此炭坑ハ實際何程ナラ引取リテ善キ哉其辺特ト取調ヘヲ要シ、且島ヨリモ不日計算書提出可致善故、其上ニテ御決定ヲ仰クヘクモ予メ御聞置キヲ願度ト陳述アリ、就テ此請求通り藤ノ棚ヲ取り貸増シヲ為シ先ツ一段落ヲ付ケ、愈契約実行ナリ難キ件当方ニ引取ルカ、又ハ麻生ノ回復到底六ヶ敷ヲ以テ、他日引取ル場合ニハ重ネテ多少ノ出金ヲ要スル恐レアラハ斷然此際当方ニ引取ルカ、要スルニ二段ニ纏メルト直ニ片付クルトノ二点ニ歸ストテ、朝吹、団、益田理事等専ラ意見ヲ述ラレ、遂ニ此処先貝島案ヲ容レヘキ方ナルベケレハ、何レ取調ヘノ上協定可然トノ議ナリシ

一 田川炭礦シャフト等ニ関スル件

団専務理事曰ク、田川炭礦ニハ採炭ノ進行上大ナルシャフトヲ作ラネハナラヌ場合ニ迫レリ、否ラザレハ徒ラニ經費掛リ

甚不經濟、若シ中央ニシャフトヲ卸セバ八尺炭モ採レ一挙兩得ナレバ、其準備トシテ不取敢技師ヲ海外ニ派遣シ实地檢分セシメ置ク「必要ナルベシ、事業ノ方ハ明年丈ケハ消極的ニ遣リ可申、三池ヨリモ二人、田川ノ分モ可相成ハ同時ニ派遣致度、築港ノ方ニ就テモ今ヨリ研究サセ置度云々ト陳述アリテ、可然トノ議ナリシ

益田専務理事發議

一大阪、神戸、名古屋へ出張ノ件

益田専務理事曰ク、出立ノ日ハ未タ確定セサレハ、近々ノ内大阪、神戸、名古屋地方業務視察旁巡回致度、御承認願ヒ度云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

六月二十二日(水曜日)午後二時臨時第式拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印

(自署)(団琢磨)

○三井得右衛門印

○渡辺専次郎印

○朝吹英二印

協議要項

一 物産会社提出、漢口へ繰綿荷造工場設置ノ件

可決

管理部会意見

清國漢口ハ從來棉花ノ産地ニアラズシテ夫ノ張之洞ノ経営ニ

係ル紡績所ノ如キハ上海附近ニ供給ヲ仰キタル程ナリシニ、
 近來同地附近ノ氣候地味最モ棉作ニ適當セルタメ其産額モ每
 年増殖シタルハ輸出額ノ増加ニ徴スルモ明ナリ、抑全地ハ北
 部ハ芦漢鐵道ヲ、南ハ粵漢鐵道ヲ控ヘ長江ノ中央ニ位シ、海
 陸交通ノ便ニ於テハ將來支那全國中最モ樞要ノ場処タルニ至
 ルヘキヲ以テ、物産会社上海支店ハ出張員ヲ此地ニ置キ日本
 石灰其他ノ売込ヲナシ、一方ニハ棉花其他ノ輸出ヲ取扱ハセ
 ツ、アル等漢口ニ於ケル商業ハ前途有望ナルモノアリ

今日漢口ノ棉花ハ其輸出額一ヶ年二十万担前後ニシテ、數量
 ヨリ云フキハ必ラズシモ多シト云フコト能ハサレ氏、今後年ヲ
 逐テ増加スルハ殆ント疑フ可ラサル事實ナルノミナラス、物
 産会社ガ棉花商タル地位ヨリ云フモ、亦鐘淵紡績会社其他ト
 ノ特約ヲ締結シタル上ヨリ云フモ、棉花取扱ニ於テハ常ニ一
 歩モ他人ニ譲ラサルコトヲ期スルヲ要ス、故ニ漢口棉花ヲ本邦
 ニ輸出スルコトモ年來經營シタル所ニシテ、今後益々勇進ヲ要
 スト雖氏、支那棉花ニハ棉花商中ニ惡弊アリテ輸出ニ際シ水
 分ヲ含マセ斤量ヲ詐ルコトアリ、又品位劣等ノ棉花ヲ優等棉ノ
 間ニ混交シ為ニ我信用ヲ毀損スルノ虞アリ、且ツ買付ノ儘ニ
 テハ荷造不完全ニシテ徒ラニ余分ノ運賃諸掛ヲ要スル等、棉
 花取扱上捨置キ難キ点少シトセズ、而シテ之ヲ改良スルニハ
 荷造所ヲ設立シ自ラ原棉ノ品質ヲ檢定シ、嚴ニ惡弊ヲ排除ス
 ルノ外ナシ、則チ本案ノ必要ナル所以ナリ
 物産会社提出ノ理由書ニハ此種ノ設計ニ添付スヘキ予算書ヲ

欠クヲ以テ、明細ノ予算ヲ徴スベキハ勿論ナレ氏、本案ノ根
 本タル上海支店ハ遠隔ノ地ニアルヲ以テ、之ヲ徵求スルノ間
 ニ多クノ時間ヲ要スルノ恐アルノミナラス、事業ノ要否テウ
 点ニ於テハ既ニ該支店長上京ノ際詳細ノ説明モアリ、其必要
 ナルコト弁ヲ俟タザル次第ナルヲ以テ、手續ノ欠如ノ為メ、折
 角企圖セラル、新棉出廻り期ニ後ル、ガ如キコトアリテハ商機
 ヲ失スルコト少カラザルヲ以テ、先以テ費額ノ限度ヲ定メ、其
 範圍内ニ於テ之ヲ許可シ、全時ニ完全ナル手續ヲ尽サシメン
 ト欲ス

- 殊ニ忽ニスベカラサルハ、大阪棉花会社ガ敏捷ニモ漢口棉花
- ニ注目シ荷造機械ヲ注文シタル事實アリ、若シ我ニ於テ該社
- ニ後ル、如キコトアラバ、我棉花商トシテノ信用ニモ影響スル
- コトアルベシ、上海支店ガ電信ヲ以テ本件ノ許可ヲ請求シ來リ
- シ原因モ、或ハ其辺ニアルベキカト思ハル
- 以上ノ理由アルヲ以テ本案ハ許可セラルベキモノト認メ候也
- 一 鉾山会社提出、高城規一郎外式名海外派遣ノ件 可決
- 一 重役会提出、恩給基金徵收割合ニ關スル件 可決
- 一 共用費徵收率決定ノ件 可決

明治三十七年上半年季共用費徵收率ハ純益金ノ六分五厘トスル
 事

(理由)

共用費規程ハ曩ニ每期純益金ニ依リ徵收率ヲ決定スヘキコトニ
 改定相成、三十六年上半年季ハ七分五厘、全年下半年季ハ前期繰

越残額金五万七千余円アリシヲ以テ五分ヲ徴収セシ処、別紙計算書ノ通り、本年上期ハ臨時支出増加シタル為メ不足額金貳万壹千九百余円ヲ生シタリ、此不足額ト本年下期予算額金拾參万六千參百余円合計金拾五万七千余円ヲ徴収スルヲ要ス、依テ本文ノ通り徴収率決定相成然ルベシ

以上

(別紙収支計算書略之)

六月二十四日(金曜日) 午後一時半管理部会第貳拾壹回ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(団琢磨)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 鉱山会社提出、使用人町村會議員當選承諾ニ関スル件

可決

今回田川炭礦庶務方佐座積、弓削田村官尻区会一級議員ニ當選致候ニ付地方關係上便宜ノ為メ就任為致度候旨、田川炭礦事務長ヨリ届出候間認可致度候、猶管理部規則第拾四条第四項ニ依リ、本件ノ如キ場合ニハ一応管理部会ノ御評決ヲ仰クヘキ筈ニ候ヘ共、当会社ニ於テハ營業上地方關係ヲ有スルノ最モ深く将来如此事例數々相起リ可申、其都度一々御評議ヲ

煩ハス程ノ事柄ニモ無之ト存候間、今後当方ノ選抜ニ依リ使用人中町村区會議員ニ當選致候場合ニハ、当会社ニ限り就任ヲ認可シ、其旨御報告ノミ致ス事ニ取計申度候間、格別ノ御評議ヲ以テ御認可相成度事 (別紙山田事務長來狀略之)

一株式会社芝浦製作所組織ニ関スル件

可決

芝浦製作所ヲ株式会社ト為スニ決議相成候ニ就テハ左ノ通り決定スル事

一 会社名 株式会社芝浦製作所ト称ス

一 資本金 壹百万円ト定メ之ヲ貳万株ニ分ツ但壹株金五拾円

一 払込 第一回払込ヲ參拾七万円トス

一 発起人ヲ左ノ七名トス

三井養之助 三井守之助 大田黒重五郎

団 琢磨 飯田 義一朝 吹英二

大島雅太郎

一株主ヲ左ノ拾壹名トス

五千株 三井三郎助

參千株 三井養之助

參千株 三井守之助

壹千五百株 団 琢磨

壹千五百株 朝吹英二

壹千五百株 飯田 義一

壹千株 益田 孝

壹千株 早川千吉郎

老千株

五百株

五百株

一役員ヲ左ノ通り撰定スル

取締役会長 三井守之助

常務取締役 大田黒重五郎

取締役 団 琢磨

同 飯田義一

監査役 朝吹英二

監査役 大島雅太郎

一定款ヲ別冊ノ通り定ムルコト

以上

(別冊定款略之)

一北浜銀行貸金ニ関スル件

早川専務理事曰ク、大阪ノ百三十銀行支払停止ノ余波北浜銀行ニ及ホシ、全行預金九百万円アリシ処、既ニ参百万円取付ラレ今ヤ六百万円計ナルニ、同業者ノ預金多分ナルヨリ斯ル場合ニハ随分困難ニテ尚百万円準備ヲ要シ、其内五十万円ハ本月中ニ是非トモ入用トテ融通方依頼アリ、今日ノ場合柄当行ノ余リ冷淡ニ過クルモ大蔵省其他ヘ対シ如何トノ掛念モアリ、且ハ当行京都、大阪等支店ニ於テハ却テ預金増加シ、総預金四千万円ニモ達スヘキ傾行ヲ生シ融金モ有之折柄、抵当ニハ大阪合同紡績会社、京都電気会社、精糖会社等ノ株時価ニ積リテ六拾九万円、七掛ニ見テモ略五拾万円程ノモノアルヲ以テ之ヲ差入レシメ、昨夜貸渡ノ「ニ承諾致シタルニ付何卒御承認有之度、尤モ余ノ五十万円ハ先以テ断リ置キタリ云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

六月三十日(木曜日) 午後二時臨時第貳拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(団琢磨)

○(渡辺専次郎印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

協議要項

一物産会社提出、臨時費支出ノ件

早川専務理事発議

可決

七月一日(金曜日) 管理部会開日ナリシカ都合ニ依リ回覧ニテ決判ヲ取りタリ

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(団琢磨)

○(朝吹英二印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一物産会社提出、大麦先買先売ノ件

可決

以上

七月二日(土曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(白署)(回琢磨)

○(朝吹英二印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一銀行提出、明治三十七年上期(第一拾二期)利益分配案

可決

以上

七月八日(金曜日) 午後一時半第貳拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(朝吹英二印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、北海道鉄道会社々債募集取扱ノ件

可決

一同 " 京釜鐵道会社々債引受ノ件

可決

一同 " 明治卅七年上期特別手当金給与ノ件

可決

一物産会社提出、全上ノ件

可決

一鉦山会社提出、全上ノ件

可決

一呉服店提出、全上ノ件

可決

一重役会提出、明治卅七年上半季營業店配当金ニ関スル件

可決

以上

七月九日(土曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

協議要項

一社船命名ノ件(物産会社提出)

可決

以上

七月十五日(金曜日) 午後一時半第貳拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

協議要項

一 物産会社提出、札幌出張員并砂川木挽工場ノ決算ヲ十一月末一
回トスルノ件 可決

益田専務理事発議

一 鐘淵紡績会社支配人武藤山治臨時褒賞ノ件

益田専務理事曰ク、鐘淵支配人武藤山治ハ工場十一ヶ所ヲ支配シテ遺憾ナク行届キ、阪神地方ノ如キ汚行多キ土地ニ在リテ甚タ清廉洵ニ支配人ノ模範トモ云フヲ得ベシ、就テハ全社ヘ転勤以來今年ハ丁度既ニ滿十年ニ付此機ヲ以テ特ニ同族会ヨリ御褒賞ナサレテハ如何ト發議アリシニ、朝吹理事ハ斯クナレハ甚仕合せ、全人ハ機械ノ保全ト職工ノ養成トニ熱心ノミナラス、其他工場多ク面倒ナルニモ拘ハラヌ統御宜シキヲ得テ今日ニ至リタルヲナレハ何卒慰勞アルヲニ致シタシ、猶三井部内ノ人ニテモ十年自位ノ区切り時ニハ何カ御賞与等アルヲ宜シカラント述べ、次テ益田理事ハ先ツ武藤ニハ金五千円ヲ共用費ヨリ支給シ、議長ヨリ口頭賞詞ヲ賜ハルヲニ致シタシト述ヘラレ之ニ決ス

同族会へ提議案

鐘淵紡績会社支配人武藤山治ハ明治廿七年四月十七日三井銀行ヨリ全社ヘ転勤セシメシ以來滿十年三ヶ月ノ長期間終始一日ノ如ク精勵従事シ、其間日清戦争、北清事変アリ今又日露

○(三井得右衛門)

○(早川千吉郎)

○(有賀長文印)

戦役アリテ往々経済界ノ浮沈ヲ極メタルニ拘ハラヌ、外ニハ他社ノ買収合同等頗ル多事複雑ノ場合ニ其機宜ヲ得テ能ク彼此ヲ疏通シ井然相整ヘテ十一ヶ所ノ工場ヲ支配シ、内ニハ機械ノ保全、職工ノ養成ニ力ヲ尽シ能ク今日ノ基礎ヲ堅メタルハ重役ノ指示ニ依ルト雖モ、遠隔ノ地ニ在ルヲナレハ工場ノ經紀、原料製品ノ売買ニ於テハ殊ニ同支配人ノ力多大ニ有之候ノミナラス、其職ニ従フニハ忠実清廉ニシテ洵ニ其模範トスルニ足ルベシ、我三井家ノ如キ縁故深キ大株主ニ在リテハ其利益ヲ亨クル尠少ナラサルニ依リ、此ニ就職滿十年ニ際シ左ノ賞詞ヲ以テ其功勞ヲ表彰候義ハ、惟リ同人ヲ奨励スルノミニ止マラス、其影響スル所不少ト存候間、共用費ヨリ特ニ金五千円贈与可然ト本会ニ於テ決議致候、依テ提出候也

同族會議長ノ口頭賞詞案

貴所ハ我三井銀行ヨリ明治二十七年鐘淵紡績会社ノ拡張ニ際シ転勤以來、頻々不時ノ事変ニ会シ商工業社会ノ恐慌、経済界ノ浮沈ニ遭遇セシモ、能ク処理ヲ愆ラス他社ノ買収合同等多事複雑ノ場合ニ於テ彼此ノ異同ヲ整理シテ工場十餘ヶ所ヲ支配シ、殊ニ機械ノ保全、職工ノ養成ニ勉メ能ク重役ノ示旨ヲ遵奉シ經紀宜シキヲ得テ貴社ヲシテ今日ノ結果アルニ至ラシメタルハ貴所ノ力与ツテ大ナリ、且其職務ニ忠実ニシテ操行ノ清廉ナルハ滔々タル此社会ニ於テ洵ニ好模範ナリト認ム、貴社ニ縁故深キ大株主ニシテ利害ノ關係著シキ我三井ニアリテハ深く貴所ノ功績ヲ多トスルヲ以テ、此ニ其就職滿十

年ニ際シ此目錄ヲ贈リ聊カ其勞ヲ慰ス、幸ニ受納アリタシ
一出征軍人遺族家族ニ職業ヲ授クル件

益田専務理事曰ク、戦死者ノ遺族若クハ戦争ノ永引クニ從ヒ
出征軍人ノ家族中不幸生計ニ苦ム者アラン、是等ノ者ニテ職
業希望ノ者アラハ三井部内会社若クハ鐘淵紡績会社、王子製
紙会社、品川毛織会社、日本フランネル会社、倉谷、三池、田
川等ニ使用スルコトセハ、救助ノ一端ニモナラン、尤モ將校
ノ遺族家族ハ来ル間敷モ下士卒中ノ家族ニハ望ミ人アルベク
ニ付、各府県知事ヘ其旨申入レテハ如何云々陳述アリテ、可
然ト決ス

同族会ヘ提出案

出征軍人遺族家族就職方ニ付開申ノ件
出征軍人遺族家族ニシテ生計ノ為メ職業ヲ求ムル者アラハ、
特別ノ關係アル工業会社ニ於テ便宜雇用スル件ニ付、其筋ヘ
開申スルコトニ當管理部会ニ於テ決議致候、依テ別紙ノ通り出
状案相添提議候也

議長ヨリ府県知事ヘ出状案

謹啓出征軍人遺族家族中不幸ニシテ生計不如意ノ者ニ對シ職
業ヲ得セシムルコトハ時局ノ永引クニ從ヒ益々必要ト奉存候、
就テ当方ニ於テハ貴県（府）下其他諸地方ニ於テ数多ノ職工
ヲ使用致居候工業会社ト特別ノ關係有之候ヨリ、若シ其遺族
家族ニシテ生計ノ為メ職業ヲ求ムル者有之候ハ、便宜雇用
方ノ義右等会社ト交渉致置候間、自然御賢慮ニモ相叶ヒ候ハ

、可然御取計被成下度、此段開申致候敬具

尚本文会社ニ於ケル職業ハ男女ヲ問ハス年齢十四、五歳以
上ニシテ體質健全ナル者、又雇入ニ関スル細則ハ各工場毎
ニ特別ノ規定有之候ヘ共、左記ノ數項本人等ニ於テ予メ承
知致居候様御取計被下度候

一 申込ノ場所ハ貴県（府）下ニ於テハ左記ノ通り
.....

時宜ニ依リテハ東京市日本橋区駿河町三井家同族会事務局
ヘ申込ムモ差支ナシ

一出征軍人ノ遺族家族タルヘキ市区町村長ノ証明書ヲ持參ス
ル事

一 可成雇用スベキ様努ムベキハ勿論ナリト雖モ、各工場ノ事
情ニヨリ之ヲ取捨スベキ事

一 雇用後ノ給料其他服務方ニ就テハ總テ各工場ノ規律ニ從フ
ベキ事

（別紙会社所在地鐘淵紡績会社外廿五ヶ所明細略之）

右ノ外益田専務理事ヨリ京阪神視察ノ件ニ付報告アリタリ
以上

七月十九日（火曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決
判ヲ取りタリ

會員（〇三井三郎助印）

（〇三井養之助印）

○(三井八郎次郎印)

(自署)(回琢磨)

(花押)(益田孝)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

協議要項

一物産会社提出、摩耶山丸売却ノ件

可決

以上

七月廿六日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(回琢磨)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、福井菊三郎日本フランネル製造株式会社監査役

就任認可ノ件

可決

大阪支店長福井菊三郎此度日本フランネル製造株式会社監査役ニ選挙被致候間、就任方認可致度候事

(理由)

日本フランネル製造株式会社ハ、総株數壹万ノ内当社四千六百貳拾式株ヲ有スルノミナラス、当社ハ同社ニ対シ債權ヲ有シ、又其所要原料ノ買付并製品ノ販売ヲ引受居候關係モ有之

候間、当社ヨリ監査役ヲ差入レ同社ノ業務ヲ監査セシムルハ必要ト相認メ候義ニ御座候
以上

七月廿九日(金曜日) 第貳拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(回琢磨)

○(朝吹英二印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井八郎次郎印)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

協議要項

一銀行提出、村上定外式名懲罰案

一全 " 平賀敏外式名懲罰案

以上

可決

可決

八月五日(金曜日) 第貳拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(渡辺専次郎印)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

(自署)(回琢磨)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 鉾山会社提出、明治卅七年上半年決算ノ件 可決

一 全 〃 明治卅七年上半年起業費決算ノ件 可決

一 呉服店提出、明治卅七年上半年季決算ノ件 可決

一 物産会社提出、全上ノ件 可決

一 銀行提出、指命休暇規則制定ノ件 未決

〔(福外朱書) 三十七年八月廿四日撤回〕

一 重役会ニ於テ議スベキ事項ニ関スル規則中修正ノ件 可決

本規則中十四、十五兩項ヲ左ノ通り修正ノ事

十四、各營業店ニ於テ月俸百円以上ヲ給与スル使用人ノ任

免、進退等ニ関スル件

十五、前項使用人ノ特別手当金、慰勞金、賞与金及ヒ懲戒等

ニ関スル件、但月俸百円以下ノ者ト雖、懲戒ニ関シ

テハ本文ニ準ス (朱書参照兩項略之)

一 管理部会開日変更ノ件 可決

本会開日ハ毎週金曜日ニ有之候処、炎暑中火曜日午後一時半

ヨリ開会ノリニ変更ノ事

右ノ外渡辺物産会社専務理事ヨリ門司出張ニ関スル報告アリ

以上

八月九日(火曜日) 午後一時半第貳拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助申)

○(岡塚磨申)

○(三井菱之助申)

○(渡辺専次郎申)

協議要項

○(早川千吉郎申)

○(有賀長文申)

一 鉾山会社提出、田川炭礦開鑿ノ件 可決

管理部会意見

今般鉾山会社ヨリ田川堅坑開鑿八尺炭採掘計畫ニ就キ案ヲ具シ管理部ヘ提出相成候ニ付、左ニ意見ヲ開陳致候

本計畫ハ曩ニ管理部会ヘ提出相成リシモノ一先中止スルコトニ相成リタルモノノ御座候、當時ハ時局破裂後幾何モ日子ヲ經過セサリシカ故ニ、戦局ノ進行如何ニ変更スルカ又經濟状態

ハ如何ナル變動ヲ来スヤモ不被計、極メテ不安心ナル狀況ノ下ニ在リタリ、當時ノ事態ニ於テハ營業上新ニ企画經營スベキ事ハ仮令充分有利ナル見込アルモノト雖、凡テ一切之ヲ

見合ハシ徐々ニ事務局ノ進行ヲ待ツハ不得已次第二有之候、之レ実ニ營業上ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為メニ極メテ必要ノ措置ニシテ、當時田川新計畫モ亦此趣旨ニ因リ一時中止ニ決定

セラレシハ当然ナル次第ト存ス、今回再ヒ全件ヲ提出シテ御認可ヲ請フニ至リタル処今回ハ先回トハ大ニ事状ヲ異ニスルモノ有之、速ニ本事業ニ着手スルヲ以テ極メテ緊要ナリト思

惟致候、左ニ其然ル所以ヲ陳述仕候

第一、先回発案ノ際中止ト決定セラレシ理由ハ、以上述ヘタル如ク時局ノ前途不確定ナリシカ為メニシテ、爾後今日迄戦局

ハ好都合ニ進行シ、且ツ經濟界ノ秩序ハ攪破セラル、トナク幸ニ常態ヲ保持シ得タリ、故ニ曩ニ憂慮シタル事態ハ今日迄

ハ幸ヒニ發生セズシテ經過シ、今日ノ処ハ先ツ經濟上不安全ナル事無之モノト認メ、事業經營ニ関スル考案ヲ定メテ可ナリト存候

第二、現ニ我營業店ニ就キテ之ヲ觀ルモ、当初当該者何レモ各營業店ノ事業亦時局ノ影響ヲ被リ、尠ナカラサル利益ノ減少ヲ来スハ免ルベカラザル所ナリト豫想シ、頗ル憂慮シタリシニ、本期成績ハ意外ニモ良好ニシテ甚満足ナル結果ヲ収メ得タル次第ニ有之候

第三、田川堅坑ヲ開鑿シ仍テ八尺炭ヲ採取スルノ計画ハ鉾山会社ヨリ提出セル本件諸統計其他ノ書類ニ於テ詳述セル如ク計画自体ニ於テハ極メテ有利ノ事業ニシテ、一日ヲ緩フセハ一日ノ損アリト云フベク、事情ノ許ス以上ハ成ルヘク速ニ工事ニ着手シ以テ一日モ早ク八尺炭ヲ採掘シ得テ、大ニ全坑ノ經濟ヲ一層良好ニ致度候、田川炭今日ニアリテ相当ノ利益アレ氏、炭価一層下落スル場合ニ際シテハ四尺炭ノ採掘ノミニテハ到底利益ヲ揚ルハ至難ナルベシ、故ニ一日モ速ニ八尺炭採掘ノ準備ニ着手スルヲ必要ト存候

第四、鉾山会社提案ノ如ク本計画ニ要スル資金支出方法ハ従來ト異リ田川ヲ以テ特別會計ト見做シ、新計画所要ノ資金ハ田川出炭利益ヲ以テ之ヲ支弁シ、全ク獨立經營トナスヲ以テ本則トナシ、若シ田川ノ利益ノミヲ以テ起業資金支弁ニ不足ヲ生スル場合ニ限り、鉾山会社中他ヨリ之ヲ補給スル組織ヲ立テたり、此ノ方法ハ新計画經理上ニ於テ甚鞏固ナル方案ナリ

トス、而シテ此方法ヲ以テ充分ノ成算アルコトハ会社ヨリ具申ノ案ニ於テ開陳セルカ如ク有効ノモノタルコトヲ信シ候
第五、目下經濟事情ノ靜穩ナルコトハ前陳ノ如クナルモ、若シ將來ニ於テ戦局若クハ經濟事態ニ著シキ變化ヲ来シ為メニ警戒ヲ要スル時来ルコトアリトスルモ、其時ニ際シ本事業ノ已ニ着手シタル後ト雖モ、不安ナル事態ノ存在スル間一時之ヲ中止スルモ差支ナキニ御座候

以上述ヘタル如ク今般提案ノ田川新計画ハ極メテ適切ナルモノト認メ候故、速ニ御認可アリテ可然モノト存候

一 鉾山会社提出、元芝浦製作所使用人解雇ニ付恩給金給与ノ件
修正可決

右ノ外益田専務理事ヨリ物産会社支店長會議ニ対スル演說要旨ノ件陳述アリ
以上

八月廿三日（火曜日） 午後一時半第貳拾八回管理部會ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印 ○三井養之助印

（自署）（因孫曹） （自署）（有賀長文）

○（早川千吉郎印） ○（渡辺専次郎印）

協議要項

一 物産会社提出、大阪綿花販売主店へ印度綿六千俵先買認可ノ件

可決

一物産会社提出、大阪毛布工場建物借入毛有製織ノ件 可決

大阪毛布工場ノ器械類ハ当社ノ所有ニ屬シ、來ル九月中迄上野与吉ナル者へ貸渡有之候処、全月末日限り当社へ取戻シ、全時ニ工場建物ヲ向フニケ年間六千円ノ賃借料ヲ以テ現持主伊藤イノヨリ借受ケ、当社自ラ毛布製織ヲ営ミ申度、目下戰時中毛布ノ需要ハ莫大ニ有之、十分収益ノ見込有之候尚々本経営ハ之ヲ特別會計トシ、福井菊三郎名義ヲ以テ仕事ヲ為スニ致度候

一本会提出、検査規則中追加ニ関スル件

可決

銀行ハ本月八日付ヲ以テ、其検査規則中ニ左ノ三条ヲ追加セリ、他營業店ニ於テモ之ニ倣ハシコトヲ望ム

一、検査員ハ何時ニテモ検査ヲ行フコトヲ得

二、検査員ハ検査中有価証券及諸証書ヲ保管シ、又ハ營業時間

外金庫其他ニ封印ラスルヲ得

三、検査員ハ部長、支店長、主任ト協議シ、検査中時日ヲ限り

店員ヲ指名シ其代替ヲナスルヲ得

第三項ノ主旨ハ店内限り検査ノ際ニ於テモ可成之ヲ適用スルヲ

(理由)本店ヨリ派遣スル検査員カ各店員ノ非違ヲ発見スルハ

容易ナラス、銀行ニ於テ前三項ヲ追加シタルハ、之カ発見ヲ

容易ナラシメントスルノ主旨ニ外ナラサルベク、多少ノ効能

アルヲ疑フ可ラス、各營業店ニ於テ未タ此種ノ規則ナクハ

之ニ準シテ相当ノ制規ヲ設フラレ然ル可シ

一本会提出、特別休暇規則修正ノ件

可決

特別休暇規則第三ノ但書ニ左ノ一項ヲ追加シ、從來ノ但書ヲ

第四トシテ左ノ如ク改メ以下順次繰下ク

第三ノ但書 但時宜ニ依リ指命休暇セシムルヲアルベシ

第四、特別休暇ハ業務ノ繁閑ヲ量リ担当事務ニ差支ナキ時ニ

限り之ヲ与フルモノトス

(理由) 使用人ニ特別休暇ヲ与フル主タル目的ハ使用人ニ心身

静養ノ時間ヲ与フルニ在リ、然ルニ實際ニ於テ特別休暇ヲ請

フ者ハ甚タ少数ニシテ此主旨ハ十分ニ達セラレサルカ如シ、

故ニ或ル場合ニ於テ命令の休暇ヲ与ヘテ以テ本規則制定ノ主

旨ヲ達セシメ、且ツ一方ニ於テハ他人ヲシテ休暇中事務ヲ代

理セシメ使用人ノ不正行為ヲ予防セントス

外ニ

一高橋理事提出、平塚村庭園修築ノ件ハ撤回トナリ、右ニ関連シ

テ益田専務理事ヨリ、三井集会所地所ノ内半バ程売却シテハ如

何トノ議アリテ兎ニ角取調フルトナレリ

以上

八月三十日(火曜日) 午後一時半第貳拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印 ○三井養之助印

○早川千吉郎印 (自署)(有賀長文)

○渡辺専次郎印

協議要項

一 銀行提出、門司支店倉庫新設ノ件 未決

在門司港九州倉庫株式会社所有ノ土地及建物ヲ、金拾壹万円ノ範圍内ニ於テ買受ケ、倉庫業ヲ開設セントス
別紙甲乙予算及取調書相添ヘ右御評議相願候也

甲号 収支予算

一一〇、〇〇〇	九州倉庫土地	(建物八百六坪)
〇〇〇、〇〇〇	及建物買入代	(土地貳千五百三拾五坪)
六五、〇〇〇	新倉庫建築代	千坪
五、〇〇〇	全上	上屋 貳百坪
合計	一八〇、〇〇〇	使用スベキ坪数 貳千六坪

右一坪一ヶ月ノ収入平均壹円貳拾貳錢ト見積予算左ノ如シ
(見積標準別冊略之)

倉敷	收入	支出	払
一四、六三三・九三	一四、六三三・九三	火災保険料	一、四五六・〇〇
		諸経費	三、五五〇・〇〇
		建物償却資金	六七五・〇五
		純益金年内	九、〇〇〇・〇〇
合計	一四、六三三・九三	合計	一四、六三三・九三

(備考)

火災保険料ハ毎日平均保管価格八拾万円(一坪平均四百円)

積)日歩一厘ノ割合

所有物償却ハ二十年五分ノ割合(所有物代価九万三千八百拾九円ニ対シ)

乙号 収支予算

九州倉庫会社ヨリ買受ケタル儘使用シ、別ニ増築ヲ為サ、ルモ左ノ如シ

保管料	五、八九三・三	火災保険料	五、六七六・〇
賃地料	四、一〇〇・〇〇	諸経費	三、五五〇・〇
		建物償却資金	三、五五〇・〇
		純益金(一割)	五、六〇九・三
合計	一〇、〇九三・三	合計	一〇、〇九三・三

(備考)

火災保険料ハ毎日平均保管貨物価額三拾貳万貳千余円ニ対スル日歩一厘ノ割合、賃地料ハ一ヶ月一坪五拾錢ノ見積

(別紙添付書類及図面略之)

一 物産会社提出、門司支店雜貨倉庫新築ノ件 未決

門司支店用雜貨倉庫左ノ通り新築方認可致度事

一 桁行式拾四間 煉化造、波形鉄板葺平家建

倉庫式棟連続 此建坪貳百八拾八坪

此建築費金壹万貳千貳百八拾參円四拾四錢也

(理由)

門司支店取扱ノ雜品ハ小野田セメント、鐘紡棉花糸、日本精製糖ノ砂糖其他著シク増加ヲ来タシ候処、全地ニハ当社所有ノ倉庫棟モ無之、從來ハ九州倉庫会社ノ倉庫ニ依頼致シ居リタルモ、全社破綻ノ結果一モ信認シテ托スルニ足ルヘキ倉庫無之、去リトテ現情ノ如ク不信用ナル回漕業者ノ板小屋等

ニ貴重ノ荷物ヲ托シ、若クハ貴重ノ商品ヲ野積トシ風雨ニ曝露スルハ不利益千万ニ付、本文ノ通り許可致度次第ニ御座候尚又本文ノ通り門司支店へ雑貨倉庫ノ新築ヲ許スモ雜品商売ノ拡張ヲ奨励スル義ニハ無之、全支店ハ石炭商売ニ全力ヲ尽サシムルコト勿論ニ有之、且全地ニ集散スル雜品倉入ノ便ニ供スル為メ倉庫新築ヲ許可致度義ニ御座候

(別紙添付書類及図面略之)

右ハ銀行・物産両店ニ於テ打合せノ上更ニ協議スルコトナレ

一 本会提出、使用人辞令ニ関スル件

可決

物産、鉱山及ヒ呉服店ハ大体使用人ニ辞令書ヲ交付スルモ銀行ハ交付セズ、彼是区々ニ相成リ居ルニ付、其統一ヲ計ル為メ辞令交付方左ノ如ク相定メ度事

一、使用人新規採用、昇給、罷役、復役、解備及ヒ勤統慰勞金給与ハ辞令書ヲ与フル事

二、辞令書ハ各營業店本店在勤者ニハ社長ヨリ、社長事故アルトキハ専務理事又ハ理事ヨリ手授シ、支店又ハ出張所在勤者ニ対シテハ辞令書ヲ送り、支店長又ハ出張所主任ヨリ手授スル事

三、第一項記載以外ノ身分変更即チ勤務、転勤、出張等ノ如キハ口頭ニテ申渡スベキ事

但特ニ辞令書必用ノ場合ハ此限ニアラス

四、辞令書式ハ左ノ如ク之ヲ定ム

甲、新規採用ノ場合

氏名

当行又ハ当会社ニ備入月給 何 円 銭ヲ給ス

年 月 日

会社名

乙、昇給ノ場合

自今日給 何 円 銭ヲ給ス(書式甲ニ全シ)

丙、罷役ノ場合

罷役ヲ命ス(書式甲ニ全シ)

丁、復役ノ場合

復役ヲ命ス(全 上)

戊、解備ノ場合

依願解備ス(全 上)

又ハ解備ス(不都合アリテ解備スル者ニ用ユ)

又ハ罷役満期ニ付解備ス

又ハ何々々採用ニ付解備ス(三井部内備替ノ場合ニ用ユ)

巳、勤統慰勞金給与ノ場合

勤統慰勞トシテ金何円ヲ給ス(全 上)

五、囑託ノ際ニ於テ事実使用人ト異ナラサル如キ場合ニハ使用人全様辞令書ヲ交付シ、相当ノ身分地位アル人ニハ口頭ヲ以テシ、若シ辞令書ノ必要アル片ハ左式ノ如クシ、被囑託者ニ対シ不敬ナラサル様注意スベキ事

(1)使用人ト異ナラサル場合

何々ヲ嘱託シ(月又ハ)手 報酬何円ヲ給ス(書式甲ニ同シ)
(2)相当ノ身分地位アル人ニ交付ノ場合

何々ヲ嘱託致候

年月日 会社名

何某殿

(3)嘱託ヲ解ク場合

(1)ノ場合 解嘱ス

(2)ノ場合 解嘱致候

六、辞令書用紙ハ同族会事務局庶務掛ニ於テ調製スル事

「都合ニ依リ解雇ス」ノ辞令書式ヲ廃スル理由

従来使用人解僱ノ場合ニハ本人ノ便宜ニ依ル時ト雖氏恩給々
与ノ関係ヨリ多クハ「都合ニ依リ解雇ス」トノ申渡ヲ為スノ
慣例ナリ、此ノ「都合ニ依リ」ノ文字ハ之ヲ見ル者ニ本人ニ
不都合アリタルヤノ感ヲ与へ、被解僱者力新ニ職ヲ求ムルノ
妨害トナル場合アリ、故ニ恩給内規第二案第一号僱者ノ便宜
ニ依リ解僱スルトキト雖氏、本人ニ旨ヲ諭シテ辞表ヲ呈出セ
シメ解僱出願者全様「依願解僱」ノ辞令ヲ交付シ、爾後「都
合ニ依リ解雇ス」ノ辞令ヲ廃スル事
依願解僱者恩給々与ニ関スル注意
解僱出願ニシテ僱者ノ意思ニ反セザルキハ諭旨解僱全様恩給
金ヲ給スト雖氏、若シ僱者ノ意思ニ反シ依願解僱スル者ニハ
之ヲ給セサルヲ無論ナリトス

以上

九月二日(金曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覧ニテ決判
ヲ取リタリ

会員 ○(三井三郎助印)

(自署)(団琢磨)

○(早川千吉郎印)

(自署)(有賀長文)

○(渡辺専次郎印)

○(三井俊之助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、長崎支店長更任ノ件

可決

以上

九月六日(火曜日) 午後一時三十分第參拾回管資部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(三井俊之助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一物産会社提出、横浜支店へ石炭壹千屯先買認可ノ件 可決
一全 〃 横浜支店用貯炭納屋新築ノ件 可決

一 全 “ ドラブル商会設置船荷証券ノ荷受人名義ヲドラブル商会トスルノ件 可決

管理部会意見

本案ハ露艦拿捕ノ危険ヲ避クル為メニハ已ムコトヲ得サル次第ナレ氏、其実物産会社使用人タルドラブルハ多額ノ輸入ヲ為ス資格ナキ者故、未タ安全ノ方法ト云フベカラズ、就テハ輸入品ハ多少ノ不便ト入費トヲ要スベキモ可成香港積ミトシ、^(ノ説)全ク戰時禁制品ノ疑ナキモノミ全商会名義ヲ用ユル方安全ノ策ト存候

一 鉱山会社提出、田川炭礦々区分割ノ件 可決

一 全 “ 田川炭礦現金支払方ヲ中津共立銀行へ委託ノ件 可決

一 呉服店提出、同店大阪支店讓渡条件

一 三井呉服店大阪支店財産ハ商品拾八万円弱、家屋貳万円強合セテ凡ソ貳拾万円トス

一 右ノ内拾万円ハ即金払ノ事

一 他ノ拾万円ハ一々年据置、爾後毎半季末八千円ツ、入金スベキ事

一 三井呉服店大阪支店ニ属スル權利義務ハ讓受人ニ於テ一切継承履行スル

一 三井呉服店大阪支店ノ名称ハ合資会社越後屋呉服店ト改ムヘキ事

一 合資会社越後屋呉服店ハ杉村正太郎、田中市太郎、樋口三郎

兵衛、高山圭三ノ四名ヲ以テ組織スル事

一 三井呉服店大阪支店員ハ總テ合資会社越後屋呉服店ニ引受け従前ノ通り二月給賞与等ヲ支給スベキ事

一 前項年賦入金ハ杉村正太郎、田中市太郎、樋口三郎兵衛、高山圭三ノ四名連帶責任ヲ以テ支払契約ヲ為ス事

右ノ提出案ニ付益田專務理事發議ノ大要ハ、呉服店ノ大阪支店ハ他ノ支店ト違ヒ本支店双互ノ間些ノ利益關係ナク殆ント獨立ノ姿ナルヲ以テ、之ヲ廢シタリトテ本店ニ影響スル所ナシ、然ル処全支店長高山圭三八伊庭貞剛ノ親戚ニ付全人ニ懇談五万円位ハ出資出来ル模様ナルヨリ、相当ノ資力アル杉村正太郎、田中市太郎、樋口三郎兵衛都合四人ニテ合名会社ヲ組織シ權利義務共七月一日計算ノ儘計貳拾万円ニ讓渡シ、内拾万円ハ即金払ヒ殘拾万円ハ一々年据置向フ六ヶ年賦都合七ヶ年目ニ皆納トシ名称ハ越後屋呉服店ト致度旨申出タリ、尤モ三井ノ手ヨリ離ル、片ハ今日ノ売高ヨリ三割位減少スル見込ニ付、願クハ拾ヶ年賦ニトノ申出モアリシガ、彼是相談ノ上終ニ呉服店ヨリ右ノ如ク具体的ニ申出タリ、就テハ之ニテ御讓渡シ相成テハ如何ト陳述アリテ、廢店ト讓渡ノ利害、越後屋ノ名義商標、本店ノ將來等ニ関シ彼是ノ議アリシモ、結局同族会へ提出スルコトニ決ス

以上

九月九日（金曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、段平船五十艘新造ノ件

以上

○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印)

○(有賀長文印)

可決

九月廿二日（木曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一銀行提出、小樽支店營業場修繕工費支出ノ件

一物産会社提出、長崎支店用小蒸汽船一艘購入ノ件

以上 ○(早川千吉郎印)

○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印)

○(有賀長文印)

可決

(花押)(益田孝)

九月三十日（金曜日） 午後二時半第參拾壹回管理部會ヲ開ク
出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)
○(渡辺専次郎印) ○(有賀長文印)
○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、神戸支店并船舶部共用石油發動機附サンパン一艘購入認可ノ件 可決

一鉱山会社提出、三池倶楽部用寄附金ノ件 可決

一全 〃 曳船フアワン号購入ノ件 可決

一物産会社提出、綿布商売擴張資金支出方ノ件 可決

継続商業準備積立金七拾万円中ヨリ拾万円ヲ割キ綿布商売擴張資金ニ供シ度事

理由并方法

清韓諸國ニ於ケル小巾綿布ノ需要ハ殆ント無限ニ有之候処、從來ノ手織綿布ハ製品整一ヲ欠キ製造力不規律ナルヨリ十分其販路ヲ開拓シ得サルノ憾有之候間、機械力ヲ応用シテ整一且規則的ノ製織ヲ為シ、以テ該商務ノ擴張ヲ計図スルハ最緊要事ナルノミナラス、這回日露戰役ノ結果滿州方面ニ対シ散布セラレタル軍費ハ既ニ數千万円ニ達シ、向後戰線ノ拡充ト戰期ノ延長トニ伴ヒ其額ハ益巨額ニ上ルベク、而シテ其大部ハ軍用手票ヲ以テ流通セラルヘキヲ以テ、我製品ヲ陸統同地方ニ輸出シ之ヲ軍用手票ニ代ヘ、以テ國家經濟ニ資スルハ我々商人タル者ノ当サニ尽スヘキ義務ニ有之、其之ヲ為スニハ

日常ノ必要品ニシテ且其需要ノ宏大ナル小巾綿布ヲ輸出スル
「最モ策ノ上乘ナルモノト破存候間、予テ積立有之候継続商
業準備積立金七拾万円中ヨリ拾万円ヲ割キテ小巾綿布商売
張資金ニ充テ、之ヲ特別會計トシ左ニ記載スルカ如キ用途ニ
使用致度次第ニ御座候

一、場合ニ依リ小巾器械織布工場ヲ設置スル事

工場ハ之ヲ名古屋ニ置キ織機凡百五拾台ヲ据付クル豫定
設立費約五万円ノ見込

二、場合ニ依リ小巾器械織布工場ニ資金ヲ貸与シ、其製品ノ
販売ヲ引受ケ又ハ之ヲ買収スル事

三、場合ニ依リ織布用原料タル綿糸ヲ紡ク紡績会社ニ資金ヲ
貸与シ又ハ之ヲ買収スル事

四、其他總テ小巾織布輸出拡張費ニ充用スル事
右何レモ実行ニ就テハ管理部ヘ協議決行可致事

一物産会社提出、長崎支店用小蒸汽船命名ノ件 可決

香港ニ於テ購入スル長崎支店用小蒸汽船ハ

瓊之浦丸 (Tamanoura Maru)

ト命名致度事

(備考) 長崎港ヲ一名瓊之浦ト称ス

一物産会社提出、台湾赤砂糖ニ対スル前貸金ノ件 可決

台湾産赤砂糖商売継続ノ為メ金額五万円ヲ限度トシ、信用ア
ル仲買人ヘ前貸方台北支店ヘ認可致度事

(理由)

台湾産赤砂糖ノ取扱ヲ為スニハ從來ノ商習慣上仲買人ニ前貸
金ヲ為スコト必要ニ有之、前貸金ヲ為サ、レハ荷物ノ取集メ
難出来候、右ニ付台北支店ヨリ別紙ノ通り金拾壹万円迄ヲ限
リ前貸方向出来り候処、時局容易ニ解決セシ金融逼迫ノ懸念
アル今日、斯ル巨額ノ貸出ハ好マサル所ニ有之、去リトテ今
日迄苦心慘怛ノ結果、経営漸ク其緒ニ就キ取扱上好望ニ向ヒ
タル該業ヲ全然中絶セシムルモ遺憾至極ニ付、是迄売込ミア
ル荷印ノ取扱ヲ継続スル程度ニ於テ可成消極的確実ノ方針ヲ
執ルトトシ、金高五万円ヲ限り前貸ヲ許スト致度次第第二御
座候 (別紙台北支店長來狀略之)

一呉服店提出、大阪支店讓渡契約書案

讓渡契約書

合名会社三井呉服店業務担当社員三井源右衛門ト田中市太
郎、高山圭三トノ間ニ於テ、大阪市東区高麗橋通り式町目百
四拾五番屋敷合名会社三井呉服店大阪支店所属ノ家屋(六拾
番地及六拾四番地)、諸什器及ヒ商品ヲ売買スルニ付左ノ各
条ヲ約束ス

但本文合名会社三井呉服店業務担当社員三井源右衛門ヲ甲
ト称シ田中市太郎、高山圭三ヲ乙ト称ス

第壹条 甲ハ明治三十七年十月一日合名会社三井呉服店大阪
支店現在ノ計算ニ基キ、商品、家屋、諸什器其他ノ權利義
務ヲ總テ帳簿面原価ヲ以テ乙ニ讓渡スモノトス

第貳条 乙ハ明治三十七年十月一日合名会社三井呉服店大阪

支店ノ帳簿面現在商品原価拾八万円及ヒ家屋、諸什器貳万五千五百六拾円合計貳拾万五千五百六拾円ノ半額ヲ即金ニテ支払ヒ、他ノ半金ハ無利息トシ明治三十八年中据置全三十九年上半季末日壹万円ヲ返納シ、爾後毎年季末日ニ於テ壹万円宛甲ニ返納ス可キモノトス

第參条 乙ハ讓受ノ後商号ヲ撰択スルニ於テ三井呉服店又ハ三越呉服店ト称スルヲ得ズ

第四条 甲ハ乙ノ年賦金未済中ハ何時タリトモ其指名シタル検査員ヲシテ諸計算帳簿ヲ臨檢シ、又其商況ヲ調査セシムルコトヲ得

本案ニ付高橋呉服店理事ヨリ、前案ヲ變更セシ次第ノ説明アリ、益田専務理事ヨリ本案ハ不十分ニ付本契約及附帶契約ヲ管理部署理事ト呉服店トニ於テ相談ノ上調製シ、然ル後同族会ヘ具申スルヲトシ、讓渡ノ大体御許シアルヲニ致シタシ云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

十月十四日(金曜日) 午後一時半第參拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

- 一 銀行提出、第三回国庫債券応募ノ件 可決
 - 一 物産会社提出、輸出米五千屯売越買越ノ件 可決
 - 一 全 " 若松・門司間運炭船新造認可ノ件 可決
 - 一 全 " 井上泰三米囤出張ノ件 可決
- 以上

十月廿五日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

○(渡辺専次郎印)

○(有賀長文印)

協議要項

- 一 物産会社提出、台湾婦人慈善会へ寄附金ノ件 可決
- 以上

十月廿六日(水曜日) 午前十一時臨時第參拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(渡辺専次郎印)

(花押)(益田孝)

(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 鉾山会社提出、金銀鉾区買入ノ件

可決

一 山形県東置賜郡赤湯町大字赤湯第三五〇七号

一 試掘認可地參拾五万四千六百九拾坪

一 全県全郡全町大字全明治三十七年十月二十二日

一 試掘出願地參拾八万參千八拾六坪

前記金銀鉾区ハ頗ル有望ノモノト被認種々交渉ノ結果値段モ六万円ニテ相当ト被存候、然ル処本件ハ至急ヲ要スル事情有之候ニ付本月廿四日別紙契約書ヲ作製シ、同日以後二週間以内ニ鉾区調査ヲ為シ、当方ニ於テ充分満足ナリト認メタルトキハ之ヲ讓受クルコトニ約束致候間、御承認相成度別紙契約書写及ヒ技士大坪一郎踏査報告書相添此段及御評議候也

追テ調査ノ結果不満足ナリト認メタルトキハ手付金千円ト出願手数料及契約書用印紙代少許ハ当方ニ於テ損スル筈ニ有之候間御追認相成度候也

契約書

第一条 岡野休六ハ左記試掘地及試掘出願地ニ対シ完全ナル

採掘特許願及採掘特許出願人名義変更願ヲ調製シ、三井鉾山合名会社ニ交付スベシ

一、山形県羽前国東置賜郡赤湯町大字赤湯仙試第三五〇七号試掘認可地參拾五万四千六百九拾坪

二、山形県羽前国東置賜郡赤湯町大字赤湯明治三十七年十月二十二日試掘出願地參拾八万參千〇八拾六坪

第二条 三井鉾山合名会社ハ自己名義ニ於テ採掘特許出願ガ

許可セラレタルトキハ其都度岡野休六ニ左ノ報酬ヲ為スベシ、但第二号出願力第一号出願ヨリ前ニ許可セラレタルトキハ、第一号出願力許可セラル、マテハ三井鉾山合名会社ハ代金支払ノ義務ナキモノトス

一、山形県羽前国東置賜郡赤湯町大字赤湯仙試第三五〇七号試掘地ニ於ケル採掘特許出願力出願図ノ通り完全ニ許可セラレタルトキ、金五万円

二、山形県羽前国東置賜郡赤湯町大字赤湯三十七年十月二十二日試掘出願地ニ於ケル採掘特許出願力出願図ノ通り完全ニ許可セラレタルトキ、金壹万円

岡野休六ハ前項第二号出願地ニ対シ許可セラレタル鉾区ハ前項第一号許可鉾区ト互ニ接続シ他人鉾区ノ介在ナキコトヲ保証ス、若シ之ニ反スルカ又ハ特許出願図ニ比シ其形状ヲ変更セルトキハ、本鉾区ニ対シ三井鉾山合名会社ハ代金支払ノ義務ナキモノトス

第三条 三井鉾山合名会社ハ第一条記載セル書面ヲ受取りタルトキハ手附金壹千円ヲ岡野休六ニ交付スベシ

第四条 三井鉾山合名会社ハ手附金交付ノ後二週間以内ニ於テ鉾区調査ヲナシ不満足ナリト認メタルトキハ何時ニテモ本契約ヲ解除スルヲ得、此場合ニ於テハ岡野休六ハ手附

金ヲ返戻スルノ義務ナシ

第五條 第一條採掘特許權及採掘特許出願人名義変更願ニ要スル手数料ハ三井鉱山合名会社ノ負担トス

第六條 岡野休六ハ本鉱区ニ関シ他ニ何等故障ヲ申立ツルモノナキコトヲ保証ス、若シ故障ヲ申立ツルモノアルトキハ

岡野休六ニ於テ其故障ヲ全然排除スヘキ義務アルモノトス
明治三十七年十月廿四日

鹿兒島県薩摩国薩摩郡隈之城村向田九十番戶

讓渡人 岡野休六

東京市日本橋区駿河町一番地

讓受人 三井鉱山合名会社

社長三井三郎助

本案ニ就キ益田専務理事ヨリ本調査済ノ上同族会へ提出スベキカ、或ハ直チニスベキカトノ發議アリシカ、同族會議長ヨリ調査済ミ弥買入レト決定セシ上ニテ提出可然トノコトナリ
(別紙大坪技士調査報告書略之)

以上

十月三十一日(月曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ
決判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(渡辺専次郎印)

(自署)(団琢磨)

○(有賀長文印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、理事飯田義一阪鶴鐵道株式会社取締役ニ就任認可ノ件

理事飯田義一、從來阪鶴鐵道株式会社監査役ニ就任致来リ候処、這回全社重役改選ニ際シ取締役ニ當選ノ旨ニテ別紙ノ通リ伺出候間、就任ノ義認可致度事

(理由)

当社ハ香野商店ト取引上ノ結果多数全鐵道ノ株式ヲ所有致居リ、全社營業ニ関与シ得ル様取締役一名ヲ差入置候事当社ノ利益ト相認候間、本文ノ通り認可致度次第ニ御座候

(別紙同書略之)

本案ノ阪鶴鐵道株式会社ハ追々順況ニ立至リ又物産会社ト香野商店トノ關係モ次第ニ整理ノ運ヒ相付キ候ニ就テハ、今後永ク全会社ニ就任ノ必要モ有之間敷候間、今回ノ補欠期間即チ明三十八年四月迄取締役就任ノ一ニ認可可然ト決ス
以上

十一月四日(金曜日) 午後一時半第參拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

(自署)(団琢磨)

○(渡辺専次郎印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

協議要項

- 一 物産会社提出、伊沢良立解備ノ件 未決
- 一 全 " 名古屋支店用事務所購入ノ件 可決
- 一 全 " 厦門出張員廃止ノ件 可決
- 一 全 " 漢口銅幣局預金ヲ漢陽製鉄所ヘ貸渡ノ件 可決

- 一 鉱山会社提出、口ノ津港浚渫ノ件 可決
- 一 物産会社提出、石炭取扱規則改正ノ件 修正可決

十月十一日重役会へ提出分修正相成リタルヲ以テ左ニ記載ス

石炭取扱規則章按

第一章 総則

第一条 石炭商売ノ拡張発達ヲ図リ、委託坑主ノ利益ヲ増進

シ、且ツ關係店間ノ連絡統一ヲ期スルヲ為メ本規則ヲ定ム

第二条 本規則ニ依リ取扱フベキ炭種左ノ如シ

- 一、三池炭礦(コークスヲ含ム)
- 二、筑豊石炭(コークス燻石ヲ含ム)
- 三、杵島郡石炭
- 四、唐津石炭
- 五、杉浦郡石炭

第三条 石炭商売上最モ極要利便ノ場所ニ首部ヲ置ク

第四条 首部ハ社長ノ委任ニ基キ石炭商売ヲ統轄シ、其引受
石炭ハ汎ク之ヲ内外適宜ノ地ニ販売シ剩余勿カラシムルハ

勿論、益進ンテ取扱石炭ノ増加ト販路ノ開拓トヲ計リ、以テ斯業ノ拡張ヲ期スベシ

第五条 首部ハ常ニ内外石炭市場ノ状勢ニ注意シ、各地ノ報告ヲ蒐集シ、其景況ヲ委託坑主ニ通報スルハ勿論委託石炭売却上ニ付努メテ坑主ノ便宜ヲ計リ其利益ヲ増進シ、以テ坑主ヲシテ深く当社ニ信頼シ、其取扱ニ満足セシメンコトヲ期スベシ

第六条 首部ハ常ニ競争者ノ動靜ニ注目シ、仕入店、積出店及販売店ヲ督励シ、不絶取扱ノ懇切、諸掛ノ節減、取引ノ改良等ヲ実行セシムベシ

第七条 本規則ニ規定ナキ事柄ハ総テ首部ノ指図スル所ニ依ルベシ

但事ノ重要ナルモノニ付テハ首部ハ之ヲ社長ニ經何スベシ

第二章 細則

第一節 引合方其他

第八条 三井鉱山合名会社初メ諸坑主ノ委託石炭ハ可相成便利ヲ謀リ、契約条件ヲ詳ニシ親切ニ取扱ヒ坑主ノ満足ヲ得ル様各自注意シ、左ノ方法ニ依リ之カ販売ヲ為スベシ

第九条 委託計算ハ内外各地ノ状況ヲ觀察シ、坑主ノ承諾ヲ得テ送り荷ヲ為シタル石炭ニ付テハ販売店ニ於テ迅速且可成高価ニ売捌ノ道ヲ講スベシ、但其売価ニ付テハ積出店ト協議スベシ

第十条 売上勘定書ハ可相成明細ニ運賃、斤量増減、金利、倉敷等諸費用ノ仕訳ヲナシ、坑主ヲシテ疑惑ヲ抱カシムルコトナキ様注意スベシ

第十一条 委託石炭ニシテ売約定アル分ハ積出版売両店共其約定実行ニ就キ充分ノ注意ヲ施シ、受渡ヲナシ其一部結了毎ニ直ニ売上勘定書ヲ發送スベシ

第十二条 打切り計算委託石炭ニ付テハ委託販売ヲ原則ト為スト雖氏、若シ坑主ニ於テ金融上其他自己ノ都合ニ依リ特ニ打切り計算ヲ希望スル場合ニハ、直チニ代金ノ仕切ヲ為スコトヲ得、但此場合ニ於テモ坑主ニ対シ運賃諸掛金利等ノ費目明細并ニ当社ニ於テ運賃、為替相場ノ危険ヲ踏マサルヘカラサル事情等ヲ詳細ニ説明シ、打切直段ニ付テ毫モ疑惑ノ念ヲ挾マス十分ニ満足ヲ表セシメンコトヲ期スベシ

第十三条 打切計算ノ場合ニ於ケル社内ノ取扱ハ左記ノ振合ニ準拠シ、関係店ニ於テ便宜之ヲ協定スベシ

一、積出地船乗直段打切り

積出地 F.O.B. ヲ以テ計算ヲ了シ、積出店ハ荷物發送ノ時直チニ代金ヲ決算スルモノ

運賃ノ高低、斤量ノ増減其他一切ノ費用ハ販売店之ヲ負担ス

二、到着地直段打切り

到着地 C.I.F. ニアリテハ販売店、EXSHIP ニアリテハ積出店之ヲ負担ス

三、打切り乗合

坑主トハ F.O.B. ヲ以テ打切り計算ヲ了シ、運賃ノ高低、斤量ノ増減其他ノ費用ヲ積出版売ノ両店共通シテ負担スルモノ

第十四条 社持石炭ノ必要アルキハ総テ首部ト協議シ社長ヘ願出ツベシ

但其損益ハ買持ノ特許ヲ得タル店ノ負担トス

第二節 海上保険

第十五条 三井鉱山合名会社委託計算ノ分ハ、内地海外共汽船積ノ分ハ海上保険ヲ要セス、但臨時予定外ノ地ヘ送ル分ハ此限ニアラズ

第十六条 右ノ内、内地輸出ノ私船積ハ積出地ニ於テ原価運賃ノ合計額ニ保険ヲ付スベシ

第十七条 他坑主ノ委託計算石炭ニ対シテハ、積出店ニ於テ総テ必要ノ海上保険ヲ要セサルモノハ其旨明記シタル指圖書ヲ得テ之ヲ省略スルモ妨ケナシ

第十八条 門司、唐津、長崎、口ノ津、住ノ江等船乗直段打切り買約ノ分ハ之ヲ買取りタル販売店ニ於テ海上保険ヲ付スベシ

第十九条 到着地直段打切りノ分ニ対シテハ之ヲ売付タル支店ニ於テ海上保険ヲ付スベシ

第三節 火災保険

第二十条 委託社持当分火災保険ヲ要セス

但委託坑主ニ於テ火災保險ヲ望マル、向ハ保險ヲナスベク、然ラザレバ火災保險ハ委託坑主ノ責任ナルコトヲ特ニ通知シ置クベシ

第四節 為換及送金

第廿一条 三池石炭代金ハ、從來ノ通り海外為換相場ハ本部ノ指揮ニ従フベシ

第廿二条 三池ノ外諸石炭ノ代金ハ積出ノ時荷為替ヲ付スルモノト、売上勘定書ト同時ニ送金ヲ要スルモノト何レモ坑主ノ望ニ従フベシ

第廿三条 打切りノ分ニ対スル為換相場ハ隨時協定ニ依ルベシ

第五節 計算

第廿四条 委託石炭ニ対スル手数料ハ左ノ規定ニ依リ收得スベシ、尤モ三店以上ニ關聯スルモノ或ハ其他ノ事情ニ依リ左ノ規定ヲ適用シ難キ場合ニハ、關係店ト首部ト協定ノ上社長ノ認可ヲ得テ之ヲ実行スベシ

三池石炭 販売店 二分五厘

売上勘定ニテ控除ノ事

積出店 壱屯ニ付金三銭

販売店ニテ控除シタル式分五厘ノ内ヨリ分

配ノ事

焚料約定 壱歩

倫敦、紐育其外ニ於テ約定成立ノ分ニ対シ

当該店ノ手数料トシテ販売店ニ領收スル式歩五厘ノ外ニ、売上勘定書ニテ控除シ倫敦紐育等ノ元約定店ヘ付換フベキ事

他種石炭（三池ノ外一切）

販売店 壱歩五厘 積出店 壱歩

販売店ニ於テ売上勘定書ニテ式歩五厘ヲ控除シ内一步ヲ積出店ヘ分配スベシ

焚料約定 壱歩

倫敦紐育其外ニ於テ約定成立ノ分ニ対シ当該店ノ手数料トシテ販売店ニテ勘定スル式歩五厘ノ外、仲買口錢トシテ売上勘定書ニテ控除シ倫敦、紐育等ノ元約定店ニ付換フベキ事

第廿五条 社持又ハ打切計算石炭ニ対シテハ船乘直段、着直

段ニ拘ハラズ積出店及首部ハ可成文ケ原価及諸費用ヲ低廉

ナラシメ、利益ヲ加算セサルコトヲ以テ原則トナスベシ

但引合直段ハ販売店ノ手数料ヲ含有セサルモノトス

第廿六条 打切り乗合計算石炭ニ対シテハ積出店及販売店ハ相互ノ報告ヲ敏活且ツ誠実ニシ、直段及諸費用等ニ関シ聊カタリ氏互ニ誤解ナカラシムベシ

第廿七条 石炭商売ニ要スル広告料及電信料ハ總テ各關係店ヨリ首部ニ付換ヘ、首部ハ適宜之ヲ一括シ其委託石炭ニ屬スル者ハ坑主ニ、其他ノ者ハ積出屯數ニ応シテ各積出店ニ

付換フベシ

第三章 附則

第廿八条 本規則ハ、内地各地ハ明治三十七年十二月一日ヨリ、海外各店ハ全年十一月一日ヨリ施行ス

第廿九条 明治三十五年四月廿一日達第七号石炭取扱規則ヲ

廃ス

以上

十一月九日(水曜日) 午前十一時第參拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(朝吹英二印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井八郎次郎印)

協議要項

一 物産会社提出、藤木重治解備ノ件

本案勸統慰勞金四千五百円ニ訂正可決ス

一 全 " 伊沢良立解備ノ件

本案前回未決中ノ処、勸統慰勞金ハ追テ協議スルトシ解備

ノミ可決ス

一 全 " 台北支店長藤原銀次郎謹責ノ件 可決

一 全 " 元台北支店次席箕輪焉次郎謹責ノ件 可決

一 全 " 台北支店受渡掛尾木潔男謹責ノ件 可決

一 銀行・物産会社・呉服店提出、大阪市報効会へ寄附ノ件

一 本会提出、三井呉服店大阪支店閉鎖ノ件

可決

三井呉服店大阪支店ノ義ハ曩ニ田中市太郎、高山圭三等ノ組合ニ讓渡ノ提案有之、管理部会ニ於テモ之ヲ賛シ同族会ノ御

内議ヲ經テ契約条項等取調彼是交渉候処、計算ノ相違、組合員ノ不都合等ヨリ終ニ交渉不調ト相成候ニ就テハ、此際別紙

ノ如キ方法ニテ閉店候方結局得策ト被存候間茲ニ提議致候也

大阪支店閉鎖処分案

一、三井呉服店大阪支店閉鎖ニ就テハ仕入掛等ニテ売品ノ鑑定ニ精通シタル者ヲ本店ヨリ式名、京都支店ヨリ壱名ヲ派

遣シ、高山圭三主任トナリテ東京向不向ノ仕訳ヲ為シ、東京向ノ分ハ割引ヲ少クシ不向ノ分ハ割引ヲ多クシ、全支店

ニ於テ来ル 月 日ヨリ 日迄大安売ヲ為ストノ広告ヲ為シ、売捌ノ上残品ハ本店ヘ引取り大阪ニテ一時ニ売却スル

等適宜処分スル

一、全支店ヨリ振出シタル呉服切手ハ此際反物又ハ現金ト引替ヘヲ為シ、全支店閉鎖ノ後ハ東京本店ニ於テ売品又ハ現金ト引替ヲ為ス事

一、建物什器等ハ追テ適宜処分スベキ事

一、全支店使用人ハ總テ解備スル事

但シ他ノ營業店又ハ呉服店ニ於テ使用シ得ルモノハ更ニ詮議スル事

益田、渡辺両理事發議

一 第貳回外債応募ノ件

益田、渡辺両理事發議大要左ノ如シ

第二回外債壹千式百万磅ヲ英米兩國ニ於テ募集ノコトニ決定、其条件ハ本年五月十日官報ニ於テ發表ノ第壹回分ト大体全様ニテ海關稅ヲ第二担保トシ利子ハ年六分、發行價格額面百磅ニ付九十磅十志ニシテ、第一回ニ比シ三磅ノ低額、物産会社ハ第一回ノ節壹万五千磅申込漸ク壹万磅應シ得式千円程ノ益アリシ、今回ハ壹万五千磅申込ムヘキ次第トテ返電ヲ請ヒ来レリ、多分シンデケート下請加入ノ都合上少クモ右金額申込ヲ要スル義ニ可有之、就テハ倫敦ニ多少金ヲ置度場合、殊ニ利益モアルヲ故金五万磅応募致度云々陳述アリテ可然ト決ス以上 ○(早川千吉郎印)

十一月二十二日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井發之助印)

(自署)(岡孫磨)

(花押)(益田孝)

協議要項

一 物産会社提出、竹田貞松ニ參事々務囑託ノ件 可決
一 鉾山会社提出、山野炭礦ヲ田川炭礦ノ所管ト為ス件 可決
以上 ○(早川千吉郎印)

十一月二十五日(金曜日) 午後二時第參拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(渡辺專次郎印)

○(朝吹英二印)

(自署)(岡孫磨)

(花押)(益田孝)

協議要項

一 三井呉服店ヲ獨立セシメ株式会社トスルノ件 可決

呉服店ハ元來当三井家ノ祖業ニ有之候へ共、今日ノ時世ニ鑑ミ且ハ其業務本來ノ性質ヨリ考察致候時ハ、銀行、物産、鉾山ノ他三營業店ト同格ニ取扱候事当全家全体ノ營業上ヨリ見ルモ、又呉服店自個ノ便宜上ヨリ見ルモ、少ナカラザル不便不利ノ点有之候様被存候、依テ此際之ヲ左ノ方法ニヨリ株式会社トシテ当家直接ノ營業ヨリ獨立セシメ、其業務本來ノ性質ニ從ヒ便宜營業為致候事可然ト存候、此段及御協議候也
一、獨立後ノ資本金ハ現在通五拾万円トナシ置ケ氏既ニ大阪支店ヲ閉鎖シタルガ故ニ、其中式拾万円ヲ同族会ヘ還納シ
残り參拾万円ヲ第一回払込トナス
但シ一株ノ金額ハ五拾円ト定メ壹万株ニ分ツ(一株三十元ノ払込)
一、右同族会ヘ還納スベキ式拾万円ハ呉服店所有ノ絹糸紡績株ヲ以テスル

一、右式拾万円ノ外尚呉服店ハ絹糸紡績株式六万八千五百円ヲ所有ス、是レハ同族会ノ所有ニ移シ、代リ金ヲ渡シテ純資本金ヲ參拾万円トスル

一、大阪支店閉鎖ニ就テ生スル損失金ハ呉服店現在ノ積立金式拾參万七千余円(外ニ当季利益金中ヨリ積立テラル、分モアリ)ノ内ヲ以テ悉皆支弁スル

一、此外呉服店ノ權利義務ニ係ル勘定ハ一切新会社ニ於テ引受クル

尚大阪支店閉鎖ノ件ハ本案独立ノ件ト全時ニ發表致候
一、呉服店ノ營業上甚タ得策ト存候間、本案ノ御評決ハ可成速ニ御運被成下度此段申添候

(参考)

本文ノ方法ニヨリ独立シタル呉服店ハ左ノ如キ資本勘定トナル

払込資本金	三〇〇、〇〇〇円
積立金(大阪支店閉鎖ノ損失(仮リ二四万円ト見做シ)	一九七、〇〇〇
東京本店發行商品切手	二一、六〇〇
東京本店店員身元保証金	六七、五〇〇
外二仕入店諸預リ金	五八、九〇〇
全仕入先掛買金(明治三十六年平均、但シ二仕入店ノ残高ハ從來ノ三分ノ二ト見做ス)	七、七〇〇
合計	六五二、七〇〇

然ルニ

東京本店商品持高(明治三十六年平均) 四五一、〇〇〇
二仕入店全(前全斷平均、但シ從來ノ三分ノ二ト見做ス) 五二、〇〇〇

東京本店売掛金(前全斷平均) 七二、〇〇〇

東京本店雜勘定中固定分 二一、〇〇〇

小計

五九六、〇〇〇

外ニ家屋什器(現在残高ヨリ大阪支店分ヲ差引ク)

一〇一、〇〇〇

合計

六九七、〇〇〇

差引不足

四四、三〇〇

右不足額文ケハ外部ヨリ融通セザルベカラザルモノナリ

但シ現時ニ於テハ戰時商売ノ為メ商品持高及ヒ売掛代金ノ異常ナル増加アリ、又大阪支店閉鎖ニ就キ從來同支店ニ注入セラレタル資金ハ閉鎖ト共ニ直チニ現金ニ引替ハラザルガ故ニ到底右ノ如キ不足額ニ止マラザルナリ

別紙呉服店独立ノ件認可ノ御評決相成候上ハ、定款其他總テ品川毛織会社及ヒ芝浦製作所設立ノ前例ニ倣ヒ協定可致候ヘ共、独立後ノ店名及ヒ重役ハ左ノ通り相定メ度候

一、独立後ノ店名ハ株式会社三越呉服店ト称スル

一、独立後ノ重役ハ取締役三名、監査役二名トシ左ノ通り御任命相成度候

常務取締役	日比翁助
取締役	高橋義雄

外取締役老名ハ營業店理事中ヨリ撰任仕度候

監査役 式名

右監査役二名ハ追テ御協定ヲ仰度候

尚社長ハ別ニ之ヲ存置スルノ必要モ可無之ト存候

一物産会社提出、台北支店へ砂糖五千俵完越買越認ノ件

可決

益田専務理事陳述

一三井家關係官利会社調査委員ヲ設クルノ件

三井營業店ニハ同族ノ監査役アリテ營業ノ監査ヲ為スト雖

氏、三井家ニ特別ノ關係アル官利会社即チ品川毛織会社、芝

浦製作所、王子製紙会社等ノ如キ營業会社ニ就テハ、平常之

カ調査ヲ為シ時々報告スルノ必要アルモ同族中專任者ナシ、

故ニ甚タ不權衡ナルヲ以テ右調査委員ヲ撰定シ、同委員ハ管

理部書記ニ命シテ取調ヘヲ為サシメ、時々同族会ニ報告セシ

メラル、一肝要ナラン云々トノ發議アリ

以上

十一月廿九日（火曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ

決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

○(三井發之助印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、神戸支店所屬不用不動産売却ノ件

以上

可決

十二月二日（金曜日） 午後二時半第參拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

協議要項

益田専務理事發議

一毛利家へ物産会社ヨリ貸金ノ件

益田専務理事ヨリ從來ノ關係上渡辺物産会社専務理事ニ代リ

陳述シテ曰ク、毛利家所有ノ金田炭礦出炭売捌キニ就テハ是

迄屢々面倒アリテ困難セシカ、今回全家整理上全炭礦ヲ抵当

トシテ金六拾万円三ヶ年賦ニテ井上伯、藤田伝三郎兩氏保証

人ニ相立テ借用致度旨申出タリ、就テハ全炭礦出炭売捌ヲ完

全ニスルトノ条件ヲ契約シテ物産会社ヨリ貸渡スルニ致度、

全炭礦ナレハ更ニ危険ノ恐レモナク且兩氏ノ保証モアリ万

三ヶ年賦ヨリ多少延引ノアルトシテモ、決シテ心配ナキ

ナレハ御承認アリタシ云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

十二月九日(火曜日) 午後一時半第參拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印)

○(早川千吉郎印)

○(三井八郎右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産会社提出、伊沢良立動統慰勞金支給ノ件 可決

一 呉服店提出、日比翁助外六名懲罰ノ件 可決

附不正事件後商品取締方法

一 全 〃 不動産外三廉償却ニ関スル件 可決

今般当会社ヲ株式組織ニ御変更相成候ニ就テハ、整理上此際

左記ノ通り積立金中ヨリ償却致度事

一金拾貳万參千五百八拾七円六十四錢 同族会預り金

一金拾壹万參千五百卅七円八拾六錢七厘 積立金

合計金貳拾參万七千貳拾五円五拾錢七厘

内

金八万參千拾六円八拾九錢五厘 不動産償却

金八千九百參拾貳円九拾八錢八厘 売掛滞金償却金

壹万參千七百円也 日本絹糸株券償却

金拾參万四千四百七拾五円六拾貳錢四厘 商品札引

合計金貳拾參万七千貳拾五円五拾錢七厘

一 戦時特別貯金使用規程廃止ノ件 可決

曩ニ特別貯金使用規程ヲ制定シ、本年二月ヨリ十一月迄ニ積

立ツヘキ貯金ヲ以テ、國庫債券ニ応募セシカ、既ニ期限経過

シタルヲ以テ、之ヲ廃止スルト全時ニ左ノ通り処分スル

一、第一回国庫債券ハ各自貯金高二応シ交付スル

一、応募後ノ残額ト最低額債券ニ応募シ能ハサル少額ノ貯金

ハ戦時特別貯金ニ預ケ入ル、

一、戦時特別貯金ハ自今各店ニ於テ之ヲ保管スル事

一 応召者及出征死傷者特待内規制定ノ件 可決

日露開戦以來我三井部内使用人ニシテ召集セラレタルモノモ

少ナカラズ、蓋シ國家非常ノ事變ニ際シ干戈ヲ執テ外敵ニ対

スルハ國民ノ任務ナリト雖モ、永ク我三井部内ニ奉職シ忠実

ニ其職務ヲ行ヒタル者ニシテ、一朝此ノ非常ノ任務ニ就キタ

ルガ為メ其主要ノ收入ヲ失ヒ、生計上ノ困難ヲ來サントスル

ニ際シテ、之ヲ親過スルハ情義ニ於テ誠ニ忍ビサル所ト

ス、是ヲ以テ各自功勞ノ多少、家族ノ状況、収入減少ノ程度

等主ナル事情ヲ參酌シテ此等使用人ヲ特待スル為メ、茲ニ左

ノ如キ内規ヲ制定スルモノナリ

応召者及出征死傷者特待内規

第一条 三井部内使用人ニシテ今回戰役ノ為ニ召集セラレタ

ルトキハ、応召後三ヶ月間八月給(日給者ノ給料ハ日給額廿五

全額ヲ給シ、以後八月給ノ四分ノ一以上四分ノ三ノ範圍内

ニ於テ定メタル金額ヲ給与ス

第二条 本人勤務中ノ功勞、家族ノ状況、生計ノ如何等ヲ參

酌シテ、第一条ニ規定スル給与額ヲ増減スルコトアルベシ

第三条 召集後本人ガ官ヨリ受クル収入額ガ三井部内ニ於テ受クル収入額ヨリ多キハ、第一条給与ヲ減少シ、若クハ之ヲ給与セサルコトアルベシ

第四条 使用人出征中戦死、病死シタルハ、月給式ヶ月分以上六ヶ月分ヲ限度トシ、祭葬料ヲ加給ス

第五条 使用人出征中ニ係ル傷病ノ為メニ勤務不能トナリ解雇セラル、ハ、月給式ヶ月分以上六ヶ月分ヲ限度トシ、本人ニ特別慰勞金ヲ支給ス

第六条 第一条規則ノ給料ハ其所屬会社ヨリ支給シ、第四条ノ祭葬料及ヒ第五条ノ特別慰勞金ハ恩給基金ヨリ支給ス

附則

一、此内規ニ依ル給与額ノ決定ハ三井家同族会管理部ニ於テ之ヲ掌ル

但本文ニ関スル手續ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

二、嘱託及ヒ雇等ノ名義ヲ以テ使用人全様勤務スルモノニシテ各店ヨリ使用人ニ準シテ此内規ニ依リ特待セラレンコトヲ申請スルトキハ、事情ニ応シ特別ノ詮議ヲ為スコトアルベシ

三、此内規ハ明治三十八年一月一日ヨリ之ヲ施行シ、明治三十八年十二月三十一日ヲ限り消滅ス

一一年志願兵若クハ現役等服役者待遇内規制定ノ件 可決
各營業店ニ於テ、爾今一年志願兵若クハ現役等ニ關係アル者

ハ可成使用人ニ採用セサルノ方針ヲ執ル方可能モ、現使用人中一年志願兵若クハ徵集ニ応シ兵役ニ服スル者ノ待遇ヲ一定スル為メ、各店従来ノ慣行ヲ參酌シ別紙ノ通り待遇内規制定ノ事

但本内規ノ待遇者現役中出征スルコトアルモ、「応召者及出征死傷特待内規」ヲ適用セサルモノトス

一年志願兵若クハ現役等服役者待遇内規

一、使用人ニシテ一年志願兵、砲兵輸卒、輜重輸卒及ヒ看護卒トシテ兵役ニ服スル者ハ、其期間無給罷役ヲ命ジ、現役ヲ終リタル後復職セシム

二、現役(陸軍三年 海軍四年)ニ服スル者、又ハ補充兵籍ニ在リテ現役兵ノ補欠ニ充テラル、者ハ解備ス

但現役ヲ終リタル後採用ヲ願出ツル者アルハ、試験ヲ要スル場合ト雖モ詮議ノ上無試験ニテ再用スルコトヲ得

三、本内規ハ明治三十八年一月一日ヨリ実施ス

以上

十二月十七日(土曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ
決判ヲ取りタリ

會員 ○三井三郎助印

○三井善之助印

○三井八郎右衛門印

○三井八郎次郎印

○渡辺専次郎印

○早川千吉郎印

協議事項

- 一 銀行提出、不動産買入ノ件 可決
- 一 全 “ 別段積立金ヲ以テ有価証券原価償却ノ件 可決
- 以上

十二月二十三日（金曜日） 午後一時半第參拾九回管理部会ヲ開

ク

出席員 ○三井三郎助印

○三井八郎次郎印

○三井泰之助印

○渡辺専次郎印

（自署）（団琢磨）

○有賀長文印

○早川千吉郎印

協議要項

一 銀行提出、三井呉服店大阪支店所有物勘定ニ関スル件 可決

一同 “ 麻生太吉氏申出承認ノ件 可決

一 鉱山会社提出、三池郡駒馬村衛生費寄附金ノ件 可決

一 重役会提出、恩給基金徴収割合ニ関スル件 可決

一 銀行提出、矢田績外八名辞令案 可決

一 本会提出、戦時特別貯金規程改定ノ件 可決

戦時特別貯金規程中

- 一、第三条利息年五分五厘ヲ日歩巻銭八厘トシ
- 一、第五条ノ二項ニ「身元保証金ヲ完納セサル者ノ戦時特別

貯金ハ、直チニ之ヲ以テ其欠納額ヲ定額ニ達スル迄、本人ノ請求ニ依リ補充スルヲ得」ヲ加へ

一、附則第六條ヲ「第三条及ヒ第五条改定ノ効力ハ明治三十八年一月一日ヨリ始マル」ト改定ノ事

一本会提出、共用費徴収率決定ノ件 可決

明治三十七年下半年共用費徴収率ハ、共用費規程第一条ニ規定シタル益金ノ六分五厘トスル事

（理由）

共用費規程ハ三十六年六月改定後、三十六年上半年ハ七分七厘、全年下半年ハ前期残額五万余円アリシヲ以テ五分、三十七年上半年ハ臨時支出増加ノ為メ不足ヲ生シタルト、今後ノ支出額ヲ見込六分五厘ヲ徴収セシ処、四千余円ノ残可有之モ、呉服店ノ組織変更ノ結果全店ヲ除キ、他三店ヨリ徴収ノ「ニ相候候ニ付、前期ノ通り六分五厘ノ徴収ヲ要ス

（別紙計算書略之）

一物産会社提出、香港支店貯炭場用地所購入ノ件 可決

香港支店貯炭場用トシテ、香港ノ対岸九竜ニ於テ約五千五百坪余ノ地所ヲ洋銀拾万弗以内（坪凡拾八弗替）ヲ以テ購入致度事

（理由）

香港支店ノ石炭取扱高ハ一ヶ年四千万屯以上ニ有之、而シテ現在貯炭場トシテハ香港側ニ於テ倉庫約式千坪地所約五百坪ヲ毎月四千弗余ニテ、又九竜側ニ於テ地所約四千坪ヲ毎月式

千弗ニテ借入居候処、一ヶ月平均貯炭參万屯ト見テ屯式拾仙ノ倉敷料ニ相当リ候ノミナラス、別紙申請書ノ通り全地方ノ地価八年一年騰貴ノ一方ニ有之、借地料ノ如キモ非常ナル速度ヲ以テ昂騰シ、現實借期間(尙数年ヲ余セリ)満了ノ頃ハ賃借料ノ加倍ヲ見ルハ殆ント疑ヲ容レサル所ニ有之、其際ニ造ンテ貯炭場ノ購入ヲ計ルモ當ニ非常ノ高価ナルニ止マラス、適當ノ地所ナキニ苦マサルヲ得サルヤモ亦知ルハカラサル次第ニ付、今ニ於テ別圖「D」ノ如キ未タ繁盛ナラサル土地ヲ購入シ、香港支店石炭商売ニ対スル後來ノ設備ヲ固メ置キ度次第ニ御座候

但五千五百坪ノ地所ヲ購入スレハ、一種ノ石炭ナレハ約五万吨、種々ノ石炭ナレハ約三万吨ヲ貯炭シ得ヘク、香港支店石炭商売上必要ナル貯炭ノ大部分ハ該地所ニ置キ得ヘキ豫定ニ御座候

(別紙南香港支店長來狀略之)

一 鉱山会社提出、臨時築渠工事設計中変更ノ件

可決

三池臨時築渠工事設計変更ノ儀ニ付、別紙ノ通り三池炭礦事務長ヨリ上申有之候間、篤ト調査ヲ遂ケ候処、申出ノ通り此際設計變更相成候方至極得策ト被認候間認可可致度

設計變更ノ要旨

一、閘門ハ複門式ヲ改メ單門式ト為シ、船渠附屬ノ補水池ハ之ヲ廢止スル事

(理由) 原設計ハ閘門兩個ヲ設ケ之カ作用ニヨリ常時船舶ノ出入ニ便スルノ考案ナルモ、其水深ハ地中出水等ニ起因ス

ル基礎工事ノ困難ヲ慮リ千潮以下拾五尺ニ止ムルモノナルニヨリ、小潮ノ場合ニ於テハ水門及ヒ船渠ノ水深式拾六、七尺ノ間ニアリテ、吃水式拾四、五尺ヲ超ユル船舶ハ一年中數十回ハ出入ノ自由ヲ失フノ恐アリ、且又其閘室ノ構造ハ専ラ工費節減ヲ目途トシ其兩側ヲ傾斜石垣トナスモノナルニヨリ、船舶ノ出入ニ當リ水位昇降ニ資スル閘内水排出及注入ノ量多大ナルカ為メ閘門閉閉ニ要スル時間亦隨テ長シ、然ルニ現今施行シツ、アル根掘工事及試験井戸ノ実験ニ徴スルニ、基礎工事ヲ尙四、五尺深クスルモ工事上格別ノ困難ヲ増加セサルヲ確認セルノミナラス、一ヶ年間海潮觀測ノ結果單門式ニ最モ適當ナル狀況ヲ発見セリ、依テ複門式ヲ改メ單門式ト為シ其水深三尺ヲ増シ千潮以下拾八尺トシ、門扉ノ閉鎖ニヨリ常ニ千潮以上拾壹尺ノ水位ヲ維持シ以テ半潮船渠ヲ作成スルトキハ、一潮時ニ於テ凡ソ五時間以上閘門開放船舶ノ出入ニ便シ得ルモノニシテ、如何ナル小潮ノ場合ト雖モ船渠内外ノ水深式拾九尺ヲ有シ常ニ吃水式拾七尺ノ船舶出入ニ支障ナク、複門式ニ於ケル閘門閉閉ノ時間ヲ省キ得ルノミナラス補水ノ必要ナク、之カ為メ大ニ工費ヲ減シ尙工竣功期日モ約壹ヶ年ヲ短縮シ得テ其利益尠ナカラサルヲ以テ此改正ノ必要ヲ認ム

二、閘門及船渠ノ水深ハ拾五尺ヲ拾八尺ニ改ムル事

(理由) 前項單門式ニ變更シタル場合ニ於テハ、閘門及船渠ノ水深モ亦若干ヲ増加セサレハ、閘門開放ノ時間開放ノ時

間ヲ短縮シ不利不便ナルヲ以テ、閘門ニ儼ヒ特ニ水深三尺ノ増加ヲ要スルモノナリ

三、繫船壁基礎ハ将来船渠水深増加ノ必要ヲ生スルアルコトヲ慮リ、前記水深拾八尺ニ式尺ヲ増シ式拾尺トナス事

(理由) 前項干潮以下拾八尺ノ水深ニ加フルニ門扉湛水拾壹尺ヲ以テスルトキハ、船渠内常時ノ水深式拾九尺トナリ目下ノ状況ニ鑑ミ、直ニ支障ヲ来スナカルヘシト思考スルモ、船舶ノ構造ハ頻年層大ニ趨クノ情勢ナルヲ以テ、今繫船壁ノ基礎築造ニ当リ更ニ式尺ノ深度ヲ追加シ、以テ他日必要ノ場合ニ臨ミ船渠ノ水底式尺ヲ掘鑿シ、渠内常時ノ水深ヲ參拾壹尺トナシ得ルノ余地ヲ存シ、他日ニ於テ遺憾ナカラシメントスルモノナリ

四、航路掘鑿ノ水深ハ拾五尺ヲ拾八尺ニ改ムル事

(理由) 航路ハ外海ヨリ直ニ閘門ニ接続スル通路ナルヲ以テ、閘門水深増加ノ場合ニ於テハ之ト同一ノ増加ヲナサ、レハ独リ航路通航ノ不便ヲ見ルノミナラス、閘門ノ利用上重大ノ關係ヲ及ホスモノナルヲ以テ、本項ノ如ク變更ヲ要スルモノナリ、如此スルトキハ将来外港ヲ利用スル場合ニ際シ、最小干潮ニ於テ拾八尺ノ水深ヲ保タシムルコトヲ得ルヲ以テ、莫大ナル利益ヲ受クルモノナリ

五、航路南土砂止砂捨石ハ工事施行上ノ便利ト竣功後ノ利害ヲ鑑ミ、海底ヨリ四尺トセルモノヲ満潮面(干潮以上)ニ達セシムル事

(理由) 航路南捨石ハ原設計ニ在テハ専ラ当初ノ工費節約ノ目的ヲ以テ、先ツ海底上四尺ノ高度ニ止メ他日必要ニ際シ更ニ追加工事ヲ成スノ考案ナリシモ、爾後潮流及風波等ニ関スル実験ニヨレハ外海ヨリスル濁水ノ浸入案外多ク、航路及外港ノ埋填ヲ来スナク莫大ナルヘシ、又浚渫船四ツ山丸ハ排土管ヲ通シ掘鑿土砂ヲ堤外ニ送出スル装置ニシテ、排土管ノ使用ハ水面ノ成ルベク静穏ナルヲ要シ常時風濤ニ遭遇スルトキハ操業上ノ支障尠少ナラス、工事中ニ於テモ捨石高度ノ不足ヨリ生スル損害実ニ著大ナル力故ニ、本項ノ如ク變更ヲ要スルモノナリ

如此スルトキハ竣功ノ後全ク航路ノ安全ヲ保チ船舶出入ニ便利ヲ与フルヲ至大ナルベシ

(別紙築渠費變更流用ニ関スル説明及予算新旧対照表略之)

右ノ外

一益田専務理事ヨリ物産会社門司石炭置場用地所買入ノ陳述アリテ、其決議ハ鉱山会社技師ヲシテ検査セシメタル上ノ「トナレリ」以上

十二月廿七日(火曜日) 午後二時半第四拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井八郎次郎印)

(白署)(田原密)

○(三井養之助印) ○(有賀長文印)

協議要項

- 一 銀行提出、山本龜光外五名増給ノ件 可決
- 一 銀行提出、村上定外五名増給ノ件 可決
- 一 全 〃 且島鉱業合名会社へ貸金ノ件 可決

本案大体ニ於テ可然ト決ス

- 一 物産会社提出、百円以上使用人増給ノ件 可決
- 一 全 〃 百円以上使用人抜擢増給ノ件 可決
- 一 全 〃 札幌出張員ヲ出張所ト為シ、砂川木挽工場ハ該出張所ノ附属ト為ス件 可決

附札幌出張所長任命ノ件

- 一 呉服店提出、三十七年下季決算ノ件 未決
- 一 銀行提出、毛利公爵家へ金融ノ件 可決

毛利公爵家ヨリノ金融ノ相談アリ、巨額ナリト雖モ唯氏相当担保品アリ、且藤田伝三郎氏支払保証人ト為リ嚴ニ契約履行ノ責ニ任セラル、次第ナルヲ以テ、別紙草案ノ約束条件ニ依リ之ヲ承諾セントス

但別紙金額中六拾万円ハ、金田炭坑ヲ担保トシ三井物産合名会社ヨリ貸付スルモノニシテ、当行ハ名義上貸金タルノミ、随テ物産会社ト当行トノ間ニハ別ニ覚書為取換置ク筈ナリ、又貸付金ハ一時ニ金額ヲ貸付スルニアラズシテ来年ニ至リ漸次取引スルモノトス、随テ金繰ニハ故障ナキ筈ナ

り (別紙草案略之)

朝吹理事発議

第一回国庫債券応募申込割増金ノ件
朝吹理事曰ク、些細ノ一ニテ御協議ヲ乞フ程ノ一ニモ無之ナガラ為念御承認ヲ願置キ度ハ、第一回国庫債ニ戦時特別貯金使用規程第一条ニ依リ応募ノ際、全部募入ノ為メ最低価額九拾五円二五銭ノ割増ヲ以テ申込ミシヨリ、総額八万円ニ対スル金額四拾円ハ計算上ノ都合等彼是面倒ニ付、共用費ヨリ支出アリタシト述ヘラレ可然ト決ス

以上

十二月三十日(金曜日) 管理部会開日ナリシカ、都合ニ依リ回覧ニテ決判ヲ取リタリ

- (三井三郎助印)
- (渡辺専次郎印)
- (三井養之助印)
- (三井得右衛門印)
- (有賀長文印)

協議要項

- 一 鉱山会社提出、宮本平九郎外三名昇給ノ件 可決
- 一 全 〃 七海兵吉昇給ノ件 可決

○(早川千吉郎印) (自署)(団琢磨)

以上

十二月三十一日（土曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニ
テ決判ヲ取りタリ

△會員 ○三井得右衛門印

○早川千吉郎印

○渡辺専次郎印

協議要項

一 銀行提出、明治三十七年下期利益分配案

可決

一 物産会社提出、小泉吉彦増給ノ件

可決

以上

○三井八郎右衛門印